

## 第401回南国市議会定例会会議録

第5日 平成30年3月9日 金曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
10番 中山研心	11番 前田学浩
12番 村田敦子	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

—\*—

### 欠席議員

9番 有沢芳郎

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

兼 長 課 長	兼 長 課 長	兼 長 課 長	兼 長 課 長	兼 長 課 長	兼 長 課 長
教 育 次 長	教 育 次 長	教 育 次 長	教 育 次 長	教 育 次 長	教 育 次 長
監 事	監 事	監 事	監 事	監 事	監 事
消 防 長	消 防 長	消 防 長	消 防 長	消 防 長	消 防 長
竹 内 信 人	竹 内 信 人	竹 内 信 人	竹 内 信 人	竹 内 信 人	竹 内 信 人
細 川 千 秋	細 川 千 秋	細 川 千 秋	細 川 千 秋	細 川 千 秋	細 川 千 秋
小 松 和 英	小 松 和 英	小 松 和 英	小 松 和 英	小 松 和 英	小 松 和 英

＊

### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	事 務 局 長	事 務 局 長	事 務 局 長	事 務 局 長	事 務 局 長
秋 田 節 夫	秋 田 節 夫	秋 田 節 夫	秋 田 節 夫	秋 田 節 夫	秋 田 節 夫
次 長	次 長	次 長	次 長	次 長	次 長
公 文 知 子	公 文 知 子	公 文 知 子	公 文 知 子	公 文 知 子	公 文 知 子
書 記	書 記	書 記	書 記	書 記	書 記
門 脇 智 哉	門 脇 智 哉	門 脇 智 哉	門 脇 智 哉	門 脇 智 哉	門 脇 智 哉

＊

### 議事日程

平成30年3月9日 金曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

＊

### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。16番浜田和子議員。

〔16番 浜田和子議員発言席〕

○16番（浜田和子） おはようございます。公明党の浜田でございます。本日も、生活者の目線に立ちましての一般質問をさせていただきます。

通告いたしました内容は、市長の政治姿勢、手話に関する事、保育行政の3点につきましてお伺いしたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

平山市長におかれましては、就任間もない折、南国市に山積された諸問題の解決に向かわれる中、お体を悪くされ心配をいたしました。退院をされて今議会に臨まれ、安堵しているところでございます。そんな市長への質問でございます。

まず、今回の競争性が働いていなかったという随意契約についてお伺いいたします。既に、

5名の一般質問があった後でございますので、重複することがあるかもしれませんが、よろしくお願いを申し上げます。

これまでのやり方は、長年にわたり慣習的に行われてきたと新聞紙上で報道されました。長年の慣習ということは、そういうやり方が何らかの意味を持っていたのかと思われませんが、その点市長はどう思われますか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） おはようございます。浜田議員さんの御質問にお答えいたします。

これまでの御質問でもお答えしてきましたところでございますが、市民の皆様からの御要望にできるだけ早く応えたいという思いが、長年にわたる不適切な随意契約の執行につながったというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 130万円以下の随意契約を、競争性がないやり方で20年以上も行ってきたことにおいて、南国市は財政上どれだけの損失をこうむったと推計されるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） お答えいたします。競争入札制度におきましては、予定価格を下回る価格での契約ということになっております。今回の随意契約につきましても、予定価格を上回る契約が行われたものではないため、損失をこうむったとは考えておりません。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） では、このことで地元業者が多大な不利益をこうむったということはどうでございますか、市長。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 基本的には、これまでの随意契約の事務処理は不適切でありましたが、発注は地元業者を優先するような運用をしておりますので、地元業者が不利益をこうむったということはないと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 不利益をこうむってはいないという市長の御答弁でしたけれども、私は少なからず地元業者は不利益とまではいかないけれども、随契で安い仕事をさせられたと思っています。南国市は、道路についてはたくさんの要望がございますので、職員はこの工事で5万円まけてもらって、あちらでは何とか10万円まけてもらってというようなことを工夫さ

れて、そのまけてもらった分をかき集めて、もう一つの工事をやらしてもらいたいというような努力というか、されていたような気が私はいたします。いつも、そういうことを感じておりました。

ですから、随契ってというのは、もうけにならんというのが業者さんの本音だと思うところで。現在、警察で扱ってる問題はまた別だと思いますけれども、そうではないですか、建設課長。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。随意契約、少額の工事については利益率が非常に低いので、業者さんとしては大変苦勞しながらやっていただいております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 一時期、すぐやる課などという課ができるほど、全国の自治体では住民要望にいち早く応えることが大切という流れができていたように記憶いたしておりますが、橋詰前市長もスピード感を持ってと口癖のようにおっしゃっておられました。事実、職員の皆様が住民要望に懸命に伝えてくださっていました。

今回の随意契約の手法は、スピード感はあったけれど規則違反であったわけです。マスコミで報道されました贈収賄とこの問題とは分けて考えるべきとの立場で申し上げますが、これ南国市での規則であれば、住民要望に沿えるべく規則を変えて、違反と言われぬようにすべきだと思います。

これまでの御答弁の中では、規則の見直しを行いマニュアルを策定するとのこと。市長不在の折、村田副市長から今後の見直し案を私ども議員に御説明いただきましたが、おおむねそういう見直しで今後の契約に臨まれるのでしょうか、市長。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで、村田副市長のほうから説明があった内容を基本としまして見直しをしております。財政課長からもガイドラインというふうな御説明もさしていただきましたが、そういった今まで御説明した内容で見直しを図っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 今回の見直しにつきまして、ぜひ市民の皆様にはわかりやすいよう御説明いただきたいと思います。緊急を要する工事は1社見積もり可、予定価格30万円以下の工事を1社見積もり可とするということですが、100万円でも50万円でもなく30万円という線引き

の根拠について御説明いただきたいと思います。財政課長をお願いします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回、低価格の工事30万円という線引きをさせていただくこととしておりますが、これまで会計事務の取り扱い上、全ての契約において10万円以下のものは低額としておりました。

工事につきましても同様としておりましたが、他のものに比べ随意契約の要件となる金額が高い工事につきましても高く、しかしながら30万円の工事は側溝等でも延長二、三メートルしかできない軽微な工事となること。そして財務規則におきましても30万円以下のものにつきましては契約書を省略、契省事項ということになっております。このことから、今回工事及び製造の請負、随契の金額として予定価格130万円以下になるものですが、これにつきましては30万円とさせていただきたいということでございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） それでは、緊急を要するかどうかの線引き、判断は何か基準があるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 緊急というものは、分類としてはかなり広範囲にわたるといふふうに考えておりますけれども、まず基本となりますのが地震、風水害や交通事故などの発生、これは要因はいろいろなんです、緊急に措置しなければ市民の命、財産等に多大な危険を及ぼすおそれのあるとき、これが大前提となります。

これに基づきまして線引きとなりますが、今回ガイドラインを作成させていただきますので、そのガイドラインではもう少し具体的な内容を加えて、基準を明確にして全庁内統一していきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） これまでも、随契っていうのは130万円以下で余り業者さんがもうからない仕事であったわけですが、30万円以下の仕事ばかりを指名されると受け手の業者さんは、それこそ余りもうからないのではないかと思うところです。

すんなりと皆さんが引き受けて住民要望に応じていただけるものか心配していますが、それはどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 基本30万円以下の工事というものの発注件数というのは、そ

れほど多くはございません。ただし、あくまで緊急ということでどうしても必要なものが発生するということになります。あくまでも緊急的な補修となりますので、ここは申しわけございませんが、業者さんにも御協力いただきまして工事のほうを施工していきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 近隣地域で複数まとめれるものは合算設計し競争入札するとございますが、これまでは130万円以上のものは幾つかに分けて130万円以下の工事とし、随契で行ってきたわけですから、全く逆の方向性をつくれようとしているわけです。

このことによって、工事着手が大幅におくれるのではないかと心配いたしますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 近隣地域で複数まとめるということにつきましては、あくまでも緊急と申しますか時間的なものが一定考慮できるようなものに限定するというような形になるかと思えます。

市民の要望に素早く対応することは最も大事なことでございますので、工事場所が近接で工期的にも影響の出ないようなものにつきましては、今回の見直しにより、まとめて入札のほうに付しますが、それ以外のものにつきましてはこれまでどおり早急な対応を必要とするため、随意契約は引き続き行っていくというふうに考えております。一定まとめることによりまして、諸経費等につきましては一定下げることというメリットはございますが、これはあくまでも附属的なものでございますので、あくまでも緊急性があるのか、工期的に大丈夫なのか、そこを最優先では考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 緊急性を余り要しないというものは、まとめて行くとおっしゃったら、まとめられた工事というのはなかなかできないというふうに市民は感じると思うんですが、どうですか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） まとめるというものが、結局工事場所がかなり離れてくると、当然、資材といいますか資機材そういったものをそちらに回すような形で時間かかるということになりますので、あくまでもそういったことに影響のない範囲内で、できる限りまとめれるものについては、という限定的な形での対応ということにはなろうかと思えます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） そしたら、まとめられなかったもので130万円以上でということは、一件一件随契で3社見積もりやっていくということになるんですよね。そうすると、どうしても時間がかかる、人手が余分に要するということにはなりませんか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 130万円以上となりますと競争入札という形になりますので、競争入札になりますと最低でも2週間以上はかかるということになります。そういったことで、あくまでも随契というものは、事務の省略ということもございますけれども、基本的には早急な対応が必要であるというようなことになりますので、こころ辺の金額というのは非常に難しいところではございます。

微妙な判断ということも出てくるケースもあろうかと思えますけれども、基本は今回の見直しにより公明性、公正性、それを図ることが大前提になりますので、そういった中で、市民に影響の出ないような発注に努めていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 済いません、さっき言い間違いました。130万円以下ということをして以上と言ってしまったけど、130万円以下でも入札3社でとかいうふうなことになるのと、時間がかかるとは思いますが。いいです。

幾つかまとめて一般競争を入札で発注されるという場合、工事現場付近に地元業者が存在していても、入札の結果によっては他地域の別の業者が地元業者の目の前で工事を行うということも多々出てくると思います。例えば、稲生のどっかを3カ所やりたいので入札を出したところ、それを受けたのは物部の業者であったとかいうようなことですよ。これまでは、なるべく地元の工事は地元業者さんを指名するという方向でやってきたと思うんですが、それが違ってまいります。

その入札ということで、どこも大変大きな会社はないわけですが、中には廃業に追い込まれる業者も出てくるのではないかとこのことを心配いたしますが、その点はどうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 現在、競争入札に付した案件につきましては一般競争でございます。今議会でも、入札の案件で御説明いたしましたように、ほぼ最低制限価格でぴったりと各業者さん当ててきております。その中で、くじ引きによりまして業者のほうを選定されま

すので、地元に限らない、あくまで市内業者という地元というくくりはございますけれども、近隣の業者さんではなくてほかの業者さんがとられるという事案は、これまで競争入札に付した場合には必ず起きてくる可能性というものはあります。

随意契約につきましては、今回の見直しにおきましても、あくまでも早急な対応、そういったことを含めまして近隣の業者さんから3社を指名、選定をした上で行うというような形に、見直しにおきましてもそういうふうな形で対応させていただくようにはしたいというふうに考えております。

先ほども申しましたように、まとめるというものにつきましては、一定、随契というものがそもそも緊急ということが大部分を、基本的には案件的には8割以上が緊急な要件ということでやらさせていただいております。

そうしたことから、2割程度におきまして本来競争入札に付しても構わないんですけれども、金額的に少額であるということだけで競争入札といいますか随契となっておりますので、そういったものにつきましてまとめることによって、それにつきましては他の随契の案件と違いまして緊急の要件が工期的には多少余裕があるというものになりますので。そういったことから今後におきましても随意契約自体は一定残っていきますので、地元業者さんにつきましては今回のように特定の業者さんに偏るという形ではなくて、地元業者さんを公平に選定をしていくというようなことから多少影響はあるとは思いますが、そこまでの影響は地元業者さんには出ないのかなというふうには考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） なかなか苦しいところだと思うんですけどね。近年土木建築に携わる若者も大変少なくなってきています。一時期、国政がコンクリートから人への政策となった折りにも廃業者が出ました。今後の災害対策、また災害に見舞われた際の復旧、復興におきましても、一番必要な職種でございます。南国市の政策がこの分野の職種を大きく育てることに向かう施策が行われなければなりません。

このことに対しまして、今回の随意契約の見直しがどう影響していくと市長はお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 議員さんのおっしゃいますとおり、これから災害対策とか復旧、復興ということで、東北の大震災とかいうことで今、土木技術者が大変不足しているという状況もあります。

本市では、今までも市内の業者育成ということで地元業者を優先して、今まで事業については選定をしてきたところでございます。今後も、そのことには変わることはございませんし、随意契約ではこれまで以上に各業者の受注状況等を考慮した上で、近隣の業者から選定していきたいと思っておりますので、受注の機会はより公平に行き渡るようにしてまいりたいと考えております。それが育成にもつながると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） これまでのやり方っていうのは規則違反だったわけですがけれども、市民の皆様にとっても業者にとってもやりやすいやり方であったということは否めないと思います。だから、その市民優先の中で規則を守れるようにしていくということのほうが大事であったかなというふうにも思うわけです。

今回の見直し案ですね。市民の対応、結局これまでよりは少し遅くなるということは否めないと思いますし、業者さんもちよっと苦しい場合もあると思うんです、やりにくいというところが。そういうところは心配をいたしておりますけれども。御提示いただいた改正案で、本当に市民に喜んでもらえるのかというところ、ここを柱にしていきたいと思います。

新聞にいろいろ書かれましたので、大慌てで近隣のやり方を倣ってつくるというのではなく、本当にこれでよいのか南国市のやり方は、ということでしっかり議論すべきだと私は思いますので、市長、もう一遍御所見をお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、市の発注する工事は市民の福祉、市民の幸せのために使われなければいけない、それに効果が出なければいけないというのはもちろんでございます。市民の視点に立って、市民に喜んでいただけるような発注になるように努めてまいりたいと思います。

規則の改正につきましても、市民の視線というのを常にどういうふうにすれば市民に喜んでいただけるか、その視線を常に持って考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 市長のおっしゃったこと、そのとおりいただくとことを心から希望しておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、南国市はこれまで、今回の随意契約については周辺から何らあれこれ言われることはございませんでした。むしろ、一般競争入札のときは、南国市以外の周辺地域からも、ひそひそとあれこれ言われてまいりました。私の耳にもたびたび聞こえてまいりました。

そこで、おととしの9月議会におきまして、私のほうから透明性のある南国市とするために外部の専門家による工事監査を行うよう御提案させていただきました。そのとき、現市長は副市長であられまして、工事監査がどういうものか御説明をしてくださいました。また、入札もそれに含まれるとの御所見でした。監査委員事務局長さんは、監査委員の判断により実施できるものですので、監査委員にも提案し、今後検討していただきたいと考えますと御答弁してくださいました。

その後、監査委員さんに御提案していただけたものか、御検討していただけたものかお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（細川千秋） 浜田議員の御質問にお答えいたします。

工事監査は、地方自治体が発注する工事について計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しながら実施するものです。28年9月議会後、監査委員とも検討しましたが、事務職員のみで実施することは困難であるということもあり、その時点では当面実施しないという結論に至りました。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） そのときは、監査委員さんが当面実施する必要がないというふうにおっしゃられたということですよ。

この工事監査、入札も入ると現市長の御答弁もあったわけですけれども。南国市以外からのさまざまな声を監査委員さんが知っておれば、やるということになったのではないかというふうにも思うんですけれども、知らなかったんでしょうか。それとも、知っていて必要ないとの御判断であるとすれば、それこそゆゆしきこととございますが、まさかまさかそのようなことは考えられません。ということは、私の提案に対し関心がなかったということだと受けとめます。

今回は、ぜひ関心を持っていただきたいと、監査委員事務局長さんから監査委員さんにお伝えを願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（細川千秋） また監査委員も変わりましたので、また新たに検討したいと思います。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 小笠原議員も触れられた内容ですけれども、今回の議案書を一例とさせていただきますと、大篠小学校校舎増改築工事の一般競争入札の結果をみますと、8社が入札し6社が失格、落札した業者は最低価格に80万円のプラスです。僅差での落札ですので、コンピューターが正確にはじき出したということになります。失格した6社は、予定価格を少なく見積もったのか2,700万円から5,200万円も少なく見積もったことになります。それらの業者さんもコンピューターを使ったと思いますが、僅差の入札ではなかったわけです。

失格の業者が南国市以外の会社であることから、財政課のこの間のお話では、南国市と高知市とでは積算の仕方が違うことを事前に市外業者が調べていなかったのではないかと先日おっしゃられていました。仕事をとりたいと思っている業者が、南国市の積算の仕方をあらかじめ閲覧しないなんていうことは考えられないことです。調べているはずだと私は思います。その上で、失格になったということは、とりたいふりをして最初から南国市の仕事を避けたのか、または思いがけない事態が仕組まれたか、どちらかだというふうに一般的にはそう思います。

今回の入札をうがった見方で言えば、通常の前定価格に少し上乗せをして1業者だけがそれを知っていたのではという言い方ができなくもありません。さまざまな臆測を呼びかねない入札結果が今回もあるわけです。だからこそ、外部の専門家をお願いして、工事監査を実施すべきだと私は思います。そのことによって、南国市の透明性を確保しなければ、市民からの信用は得られないと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市の設計につきましては、国の指導等に従いまして現行のルールにより作成いたしますので、上乗せをするということは一切ございません。ただ、工事監査によりまして透明性がなお確保されるということであれば、有効な手段であるというふうに思っております。監査委員さん、また監査委員事務局のほうで検討を再度していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。ぜひ、市長からも監査委員さんのほうにお願いをしていただきたいと思います。工事監査の提案をしてから1年半何の動きもなかったわけですが、やるとすれば、どんな手順でいつからやり始めることができるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） いつからということになりますと、監査委員事務局と協議をしないとい

けないということだと思いますが、監査委員さんが来年度始めると、来年度いつの時期にやるということになれば、その時期に合わせ予算措置をしていくということになります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 来年度からやるというのが一番早い時期だと思うんですけども、その場合対象になるのは、翻って給食センターとかもできるわけですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 過去さかのぼってを何年というふうには、そこをどのように取り扱うかということは、私のほうからここで明言はできないところでございますが、過去の行ったことにつきましても一定さかのぼることはできるのではないかとこのように思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） せめて私は給食センター、そして今回の大篠の増改築の分とかいうのは、工事監査をしていただきたいというふうに思っております。南国市の信用問題にかかわると思いますので。

ちなみに、高知市は30年度は庁舎建設のため、大きな対象ですよね調査の、今回の建設。だから通常より多く、ふだんは2人ぐらいだと思うんですけど、6人お呼びしてるって言いましたかね監査委員のほうから、それで34万円ぐらいの予算計上なんです。だから、通常毎年2件ぐらいやってるのは十何万円かできてるわけです。

監査委員さんの今の内部の監査、うちでやってる事務的な監査委員さんでは、工事監査というのは専門性を求められますので、絶対に外部からお招きしての工事監査やるべきだと思いますので、それこそ市長、スピード感を持って、このことをやっていただけるように監査委員さんを促していただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、手話に関しまして幾つかの質問をさせていただきます。答弁は、全て福祉事務所長になろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

南国市は、今、入札等不名誉なことで注目されていますが、実は全国に誇れる事業を今年度4月より行っています。それが、手話通訳嘱託職員の導入です。質問の前に、少し皆様に正しく知っていただくために、宣伝をさせていただきたいと思います。

全国の自治体でも、手話通訳者を設置し窓口業務を行っているところはございます。その通訳者は、ほとんどが来庁した聾の方と市役所の職員との意思疎通をするために存在しています。

南国市の誇れる特徴は、聾の方が病院や警察や自宅での業者さんとの対応などさまざまな局面に対応するため、市役所の外へも出向いていけるシステムにしていることです。このことで、病院の医師や看護師、工事の業者さんなどが市役所に依頼してくるということがあります。ぜひ、この南国市の取り組みを、ここにおいでる議員の皆様、執行部の皆様を初め多くの市民の皆様にご存知いただきたいと思っております。

そこで、質問に入りたいと思っておりますが、この1年近い間の利用状況がどのようなものであったのか、福祉事務所に教えていただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所に。

○福祉事務所長（岩原富美） 手話通訳の利用状況でございますが、4月から2月末までの通訳の合計件数は193件です。内訳は、市役所内での通訳が30件、御自宅が48件、医療機関が93件、店舗等出先が19件、集まり等が3件となっております。

医療機関での通訳が一番多く、聾の方には自分自身が納得して安心して治療が受けられると喜んでいただいております。御自宅では、家電や家の修理、修繕のほか、清掃やシロアリ防除の業者などとのやりとり、市役所職員の訪問時の通訳も行っております。緊急的に、警察との通訳もございました。また、補聴器、眼鏡、携帯電話、電気製品など生活に欠かせない物を扱う店舗のほかに、農協、銀行、県庁などでの通訳も行っております。

聾者、健常者、お互いが苦勞していた場面に手話通訳者が入り、スムーズなコミュニケーションがとれることは、聾者御本人の助けとなるだけでなく、健常者側からも評価をいただいております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。手話通訳者を雇用したことによって、喜んでくださっている方が多数であることがわかりまして、大変うれしく思います。福祉事務所長を初め関係者の皆様の御理解と御尽力に心から御礼を申し上げます。

さて、今回、福祉事務所のほうでは、手話通訳嘱託職員の申し合わせ事項というものを策定して下さったとお聞きしていますが、その内容について御説明いただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 申し合わせ事項の内容につきましては、手話通訳者として本来の手話通訳業務が優先できるように、また利用者に対して職員が統一的な対応がとれるように、約1年間の実績を踏まえ、業務の基本的な考え方や業務内容をまとめたもので、職場内資料として作成いたしました。

本年度は、初めて手話通訳者を雇用するに当たり、利用数や業務量が読めず、通訳業務以外の勤務時間の活用として、御本人の保育士としての資格を考慮し、こども相談係に配置をいたしました。30年度からは障害福祉係所属となる予定となっております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 手話通訳嘱託職員は、通訳の出番がないときは所属の課内で何らかの仕事に携わっておられることと思います。本来の通訳の仕事が入ったときは、通訳の業務が優先されるシステムが福祉事務所内で担保されたことに安心をいたしました。

しかし、これから年月がたち所長もかわる、職員もかわっていくという現実がございます。そうであっても、この申し合わせ事項はずっと継承できる位置づけになっているのかどうか、課内での資料だと思いますので、職場内資料ということですので、条例ではないと思います。その継続性が担保されるものかお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 福祉事務所の業務を統括する所長といたしまして、係長を含め手話通訳者との話し合いの上、作成したもので、私を含め職員に異動があった場合は事務の引き継ぎ事項と位置づけております。現在は、基本的な事項のみですので、手話通訳の利用者がもっと利用しやすいように、状況に合わせて見直しも行っていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） これは、もう少し精査をした上で、条例化をするということではできませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 条例化までは考えておりませんが、事務実施要綱という形で整備することは可能かと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ぜひ、継続性のあるものをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

手話通訳嘱託職員を設置したことで、少なくとも福祉事務所内の職員の皆様には、手話や聾の方についてこれまで以上の御理解をいただけたものと思います。願わくば、職員の皆様全員に理解の輪を広げていただきたいと思います。いかがでしょうか、福祉事務所長。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 手話通訳者の存在と活用につきましては、本庁内、出先に広報

いたしまして、窓口での通訳以外では集会等での通訳依頼や保健福祉センター、危機管理課、地域包括支援センターの職員が御自宅を訪問するときに通訳を利用しております。

ある職員から、窓口で手話通訳者がその場に来たときの聾の方の安心した顔は、今までの不安な顔と全然違っていたと聞いたとき、言葉や文章で理解を促すより、経験こそが手話通訳の必要性を強く感じてもらえると思いました。これからも手話通訳者の活動に接することで、職員も手話や聾者について学び、理解が進んでいくと思っております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。この先、以前にも質問をさせていただきました手話言語条例の制定へと進めていただきたいと思います。所長は、手話言語条例の必要性については、どのような御所見をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 手話言語条例は、手話が言語として認められ、日常的に手話が使え、聾者も健常者も共生できる社会をつくろうという趣旨で制定され、聾者のさらなる自立と社会参加を実現するために行政の取り組みを規定し、市民、事業者などに協力、配慮を求めらるるものであり、社会全体で取り組んでいくためには必要なものと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。最初に、この1年間の利用状況を御説明いただいた中で、多くの健常者である利用者が手話の必要性を実感してくださっていることがわかりました。

私ごとですが、手話サークルまほろばの皆さんに出会って、これまでは全く聾の方について知識がなかったことがわかりました。その一つをお話しさせていただきますと、聾の方はその教育課程の中で、手話を使うことを禁じられていた時代が長くありました。1度も音を聞いたことがない、声を聞いたことがないのに、あいうえおから発音の練習をさせられていたそうです。聾の方々が健常者の社会に合わせていく、そういった苛酷なことを強いられていました。聾の方同士で手話を使うときにも、隅っこでこっそりと手話を使うといったようなことで、聾者の人権は全く踏みにじられていたと言えます。

聾の方々は、手話を言語として健常者と意思疎通ができれば、彼らの持っているすばらしい能力や特質を社会の中で生かしていけます。健常者と何ら変わらない存在なのだと思います。それにもかかわらず、耳が聞こえないから無理だと周囲に思われていたし、自分自身も思っていた、そしてさまざまなことを諦めて静かに生きてきたと言えます。私たち健常者は、手話を

使えるようになることはもちろんすばらしいことですが、その前に聾の方々についての理解を深めなければならないと考えます。

ですから、今この南国市の庁舎内で広がっていきこうとしている聾者に対する理解の輪を南国市の全域に広めていく、そのことがあってこそ手話言語条例の制定の意義が生じるのではないかと思うところですが、所長の御所見はいかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 浜田和子議員さんの言われましたとおり、一般市民や事業者などへの聾者に対する理解があってこそ、条例制定の意義があると考えております。

現在、手話通訳者の活動により、職員だけでなく通訳を目の当たりにした業者や病院関係者など、その必要性、利便性、有用性を実感していただいております、健常者側からの依頼もふえてきております。この活動をもっと多くの方に知っていただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） では、聾者への理解の輪を広げるための手だてとして、今後どのようなことに取り組んでいけますか。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 聾者への理解や社会参加を助ける人をふやすために、香美市、香南市との3市合同で手話通訳奉仕員養成講座を開催しております。本年度は、入門課程を実施し、来年度は基礎課程を予定しております。南国市からは、現在13名の方が受講いただき頑張っておられます。

手話通訳者の雇用により、聾者への支援は活動の場が広がっておりますが、まだ手話通訳者を利用されていない聾者や、存在を知らない市民、事業者もおいでだと思います。そうした方に利用いただけるように広報に努め、手話通訳への理解を広げていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 例えば、以前にもおっしゃっていたと思うんですけども、子供たちへの出前講座であるとか、市民の皆様に対して聾を知っていただけるような集いをやるとか、何らかの動きをつくっていただければ、市民の皆様には聾というのはどういうことで苦勞をして、本当はどういうふうな特質があるのかといういろんなことを、健常者と何ら変わらなくいろんなことができるってということも皆さんに知っていただけるという場を、どうか広げていていただきたいと思っておりますので、お願いをしておきたいと思っております。

ぜひとも、南国市全体にその運動を広めていただいて、その上で多くの理解ある方々で協議

会を立ち上げ、先進地にも視察に行き、さまざまな意見を出し合って、南国市が南国市ならではの言語条例の策定を実現していただきたいと思います。それを、岩原福祉事務所長が南国市に在勤している間に完結していただきたいと思いますが、御決意をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 手話通訳者の方と一緒に仕事をさせていただき、聾者の御苦労、御意見をお聞きし、手話通訳以外にも配慮すべきこと、やるべきことがさまざまあることを学びました。市から出す文書もそうですが、事業者の広告など問い合わせ先が電話番号だけでなくファクスやメールも記載されることや、音声だけでなく目でもわかるお知らせ方法を工夫するなど、聾者への理解があつてこそ自然に出てくる配慮ではないかと思っております。

私の決意をとのことでございますが、私の中では、条例ありきではなく、まずは南国市ならではの条例をつくる素地をつくっていきたいと考えております。

聾者が、手話通訳者の存在により、安心して生活に広がりがあったという変化だけでなく、通訳を受けた健常者側の考え方の変化も起こっておりますが、まだ一部にとどまっており、なぜこの条例が必要なのか、もっと市民や事業者の理解が得られ、障害者への配慮に対して意識が向かわないと協力はしてもらえず、条例自体意義がないものになっていく可能性があるのではないかと考えるからです。

聾者や手話についての理解者をふやし関心を高めるためにも、いましばらくは手話奉仕員養成講座の開催や手話通訳者の活動を通じて、手話をもっと身近に感じられるような環境、風土づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 大変な作業だと思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思いません。

手話通訳嘱託職員を設置したことから全てが始まっています。これを進めていくことで、南国市は本当の意味でのバリアフリーの社会づくりが、この分野ではできていくと確信いたします。平山市長にもお力添えをいただけますようお願いをいたしまして、手話に関する質問を終わりたいと思います。

最後に、保育行政についてお尋ねをいたします。

まず初めに、保育認定児童の施設利用期間についてお伺いいたします。

基本的に、保育に欠ける家庭状況の児童が入所できるし、家庭で保育が可能であれば入所はできません。ただし、お母さんが仕事をしていなくても妊娠、出産ということであれば、上の

子供を入所させることは可能です。お母さんが就活をして働くということであれば、3カ月以内に仕事につかなければ、上の子供を継続して保育することはできず退園していただくこと、また上の子供を継続してもらいの際、下の子供もどこかに入所しなければならないというのが南国市の規定となっていると思いますが、間違いはないでしょうか。子育て支援課長。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 浜田議員の質問にお答えいたします。

保育施設に入所できる子供は、子ども・子育て支援法施行規則に基づく、保護者のいずれもが保育の必要な事由に該当する子供となります。事由の一つに、母親の妊娠、出産があります。保育施設を利用できる期間は、出産前は出産予定日の8週間前の属する月初めから、子ども・子育て支援法施行規則の基準と同じく、出産後は8週間後の月末までと定めており、その間は出産児童の兄弟児である上の子供が利用できるようになっております。

保育施設を利用できる期間を、保護者の求職活動を理由として延長される場合は、平成29年度までは最長6カ月の延長となり、その後保育の必要性の事由に該当しない場合は、御家庭での保育ができるということで退園をしていただいております。平成30年度よりは、妊娠、出産で初めて申し込みをされる場合はその期間のみの認定となり、その後就労、求職活動等により保育が必要となる場合は改めて兄弟児同時に新規で申し込みをしていただくこととなります。

これは、今まで妊娠、出産の事由で上の子供が保育施設を利用し、その後の継続利用について求職活動の事由の場合が多いのですが、その後の状況を確認すると求職の意思はなく、単に上の子供の利用を継続するためだけに申し込まれることが多く、最終的に求職実績がなく退所となる場合があります。また、そのために母親の職場復帰や新規就労などで保育が必要な子供が希望する保育所に入れないことが見受けられ、兄弟児が別々の保育園へ入所となる場合があるからです。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 妊娠、出産の場合は上の子の入所が可能であるということは、どういう理由づけになっていますか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。妊娠、出産は、母親が出産の準備や入院、出産後の休養が必要なときとして認定されるものとなります。出産した子供の育児をするために認められたものにはなっておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） お母さんの休養ということが言われましたけれども、第2子を出産したその後のことですが、その子を保育するというか育てなければならぬわけですが、妊娠中よりお母さんの負担は軽いと思われるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えします。妊娠中に、とても体調が思わしくなく、大変しんどい思いをされている方も多いと思われませんが、出産後については、これは私の体験談となりますが、生まれた子供はとてもかわいく、いとおしく、幸せな時間を過ごされた反面、たびたびの授乳、おむつがえ、夜泣きなど、小さな子供の育児に音を上げそうになったことも多々ありました。ほかのお母さんも、きっと同じ気持ちになることもあるのではと、私は考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） そうですね。それから、上の子供さんを一緒に連れてますと、自分が今まで一番かわいくされてたのに新たなかわいい赤ちゃんができたわけですから、お母さんに大変まつわりついてくると思うんです。ですから一般的には、子供がおなかの中にいたときのほうがもっと楽だ、というのが普通のお母さんの感想ではないかと私は思っています。

現状では、上の子供の保育を継続してもらうには、結局は3カ月か4カ月目から赤ちゃんを預けるということになるんだと思うんですが、母乳で育てたい場合、無理があるのではないかと思います。南国市の御見解はいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。最初に説明をさせていただきましたように、保育施設の利用は保護者の就労、妊娠、出産、病気、育休など、子ども・子育て支援法施行規則で定められた、保護者の方が御家庭での保育ができないことの事由によって認定され、利用ができるようになります。上の子を継続させるための事由で支給認定することができません。

出産後3カ月、4カ月で職場復帰を希望される方も中にはいらっしゃいますが、出産された子供を母乳で育てられたいため、しばらく働かない、預けられないという場合は、母親が御家庭にいるということとなり、保育の必要な事由に該当せず、出産、妊娠の事由で入所されていた上の子供は退園となり、保護者の方に御家庭で下のお子様と一緒に保育をしていただくこととなります。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） お隣の高知市では、妊娠、出産、産後6カ月まで認定期間があるとされて、求職活動と別の支給認定事由に変更することにより、その事由の認定期間の範囲で継続利用が可能、下の子の入所申し込みは不要というふうに平成30年度からはなされています。その理由をお尋ねいたしましたところ、生まれた赤ちゃんを3カ月程度でお母さんから離してよいものかという思いもありますということでした。私は、お母さんに寄り添った対応に高知市は切りかえたというふうに理解をいたしました。子育て支援課長の御見解はいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えします。高知市では、新制度開始後は国基準に基づき、産後8週間の属する月末までの妊娠、出産の事由で認定をしており、保護者が希望する場合は保育の必要な事由のその他の事由で、産後合わせて6カ月まで認定をしているようです。これは、平成27年度の新制度開始以前より、産後6カ月の対応をしていたことにより、このように対応されたと聞いております。

また、求職活動をするということの上の子をお預かりして、下の子はおうちでみるということを高知市は認められてるようですが、南国市におきましては、先ほど申し上げましたように、新規就労また職場復帰をできるお母様が、実際そのようなお子様が入所しているために希望される保育施設へ入所できないとか、また同時入所ができないということで、南国市におきましては、出産、妊娠におきましてはその期間のみというふうに限定をしております。ただ、御希望がある場合は、また新たな申請をしていただくという形になっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） これまで、何人かのお母さん方から、出産後に下の子供を連れて仕事をするので、上の子は保育を継続させてほしい等の御相談を受ける機会がございました。2件ほどにつきましては、子育て支援課に御相談させていただきましたが、規則どおりにしかならないということがわかりましたので、その後は御相談もせず、私のほうから下の子供さんを見て上を預けることはできませんとお断りしてまいりました。

国の制度だからというように子育て支援課から言われましたので、仕方がないと思っていましたが、今回高知市が見直しをしたということをお聞きいたしました。下のお子さんを預けなくても、また仕事についていなくても上のお子さんは6カ月間は継続してもらえるとということになったわけです。以前は、南国市と同じように下の子供さんも預けることが条件でした。

このことに対しまして、たくさんのお母さん方からお声が出ていたことは御存じのこととは

思います。南国市は、何らかの打開策を検討するという事はなされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。子ども・子育て支援新制度では、教育、保育の場の充実と全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じたさまざまな子育ての支援を充実することとなっておりますが、御家庭での子育て支援の推進のために、地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業などの充実をさらに図っていかねばならないということで取り組んでおります。

なお、保育所での受け入れにつきましては、毎年状況に合わせ見直しを図っているところですが、平成29年度よりは育休の方が職場復帰できやすいよう、生まれた子供が1歳となる日の年度末日まで上の子供の認定期間を延ばしたことで、下の子供は4月入所となり、上の子供と同じ保育施設の入所がより可能になったと思います。

また、年度途中、就労復帰や新規就労において希望の保育所にあきがない、兄弟児が別々の保育所施設に入ることになったという声が多々あることなどより、最初に御説明をさせていただきましたように、平成30年度は新規の出産、妊娠の場合はその認定期間のみとして、その後継続する場合は、他の新規就労、求職活動などの理由で申し込まれる方と一緒に新たに選考することにいたしました。これにより、職場復帰、新規就労の方などには、希望する保育施設の入所枠が広がることになると思います。

全ての保護者の思いを受けとめるには、多少厳しい内容のこともありますが、保護者のニーズを把握し、受けとめれることをしていき、今後も必要となる見直しについては、毎年継続的に行っていく予定でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） それぞれ香美市、香南市とは南国市は余り変わらないと思うんですけども、高知市は高知市という大きい母体の中で、今回の緩和っていうかそういう措置になったと思うんですが。それぞれ理由があつての現在のシステムだと思うんですが、それはお話を聞いてると制度制度の規則というようなことが前に立つんですから、行政という立場で考えているというふうにしか私は思えないんです。お母さんの立ち位置で考えていただいているのかっていうことを心配するというか悲しいというか、そういうふうに思うわけですが。ぜひ早い時期にお母さん方の願いがかなうように御検討していただきたいと思います。お答えは、これは

いいです。

下の子供を6カ月ごろまでなら仕事場へ連れていけるから、上の子を継続してほしいとの御要望のお母さんは、南国市の対応では上の子供を継続していただけませんので、仕事をやめざるを得ませんでした。働かざるを得ないお母さんの暮らしの心配を思わざるを得ませんでした、そのときは。

南国市の子育て支援課からいただいた資料には、お母さんが仕事をする場合に兄弟同時に申し込むが、片方のみしか入所できない場合の保育予定はどの項目で、託児所などの金銭の支払いを伴う保育を行うのであれば第1子のみ入所可能、第2子は保留となるとございます。上の子供さんと下の子供さんを別々のところに朝晩送り迎えをしながら働くお母さんの大変さがどこまで理解されるのか。また、第1子は就労や求職活動により保育を必要としているのに、第2子は家庭や職場で保育が可能というのは同じ家庭状況なのに矛盾しているという南国市の言い分は、それこそ変です。赤ちゃんが余り動かないときは、職場でベビーベッドなどに入れておけるんです。動き回る上の子は困るけど、赤ちゃんは職場に連れてきてもいいよという職場はあるんですよ。もっともっと、お母さんのことを知ってもらいたいと思います。

南国市の言い分を聞いていますと、高知市のしていることが矛盾しているということにもなります。そうではないと思います。うまく保育に入園、入所できた場合は、保育料が第2子まで無料になる南国市の保育事業です。それは、一步前進したと大変に評価いたしますが、本当に困っているお母さん方にもっと寄り添った保育事業をお願いしたいと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 浜田議員さんのおっしゃることはよくわかります。お母さんの気持ちに寄り添った、お母さんの視点で物事を考えていくということ、大変貴重な、大切なことであるというふうに思っております。

先ほど、高知市がそういった対応をされたということでございまして、南国市の場合は南国市の場合で、子ども・子育て支援制度の基本をルールを守り、そのように南国市として決めて対応しているところでございますが、その基本からその地域の特性を生かして、法令の中で認められるある程度の緩和ということは、それぞれの地域地域で考えていくことだと思います。

なお、それによりまして、もちろん保育の入所がちょっとおくれるような御家庭も出てくるということも、それは課長の申しましたとおりそういった事例も出てくるかもしれません。それらをトータルして考えて、お母さんの視点というものをもとにどうすべきか、そういったこ

とは今後常に見直していくべきというふうに思っておりますので、そのあたりは今後も継続して見直すということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。ぜひ、検討していただきたいと思っております。

赤ちゃんを下の子を見て、上の子供さんを継続して通園させることが、ほかの方に多大な迷惑をかけることに私はならないと思っております。ほんで、今、乳児保育、ゼロ歳児の枠、これも足りない足りない言いながらやっているんですけど、それも助けてもらえるんですけど、だからトータルで考えたとき、果たして子育て支援課がおっしゃっていることがそうなのかどうかということが、私ちょっと理解をしがたいところがあるので。全体的な観点からではもちろんそうですけれども、たくさんの子供さんがいますので、ですけれども高知市がやったこのことは、非常にお母さん方にとってはうれしいことだと私は思いますので、ぜひ検討をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、保育行政の2点目ですが、現在保育の無料化は国のほうでも段階的に進めていこうとしていますが、その前に保育士さんが足りるのかという問題がございます。

国全体では、新たに6万人程度の保育人材を確保していくことが必要とされています。昨年6月に打ち出されました子育て安心プランは、保育の受け皿の拡大、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の普及促進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の拡充、保育と連携した働き方改革の6つのパッケージが柱となっています。これらを進めていく中で、9月になって内閣府から保育士等の子供の優先入所等に係る取り扱いについてという通達が出されました。この中では、保育士等の子供の保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数づけを促しています。

その上で、市町村の圏域を超えた利用調整の実施を行っていない市町村や、市町村の圏域を超えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育園等への勤務を条件としている市町村が相当数存在することが指摘されております。本市の取り組みにつきまして、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。保育士確保は、南国市のみならず全国的に厳しい状況であり、これまでも保育人材確保のため、国の留意事項通知により、保護者が保育士であり就労予定や職場復帰予定の場合には点数を加点し、入所に係る優先度が高くなるような対応を行ってまいりました。

今回、御質問にある9月の通知に基づきまして、保護者が希望すれば別ですが、特に南国市では同じ保育所などへの入園の制限はしておらず、当てはまりません。

また2点目ですが、国の通知の内容は、おおむね都市部の状況を踏まえた通知となっていることが多く、例えば埼玉から東京などへ通勤に時間がかかり、勤務先に近い保育所に預けないと迎えに行けないことが多いことから、積極的に広域的な保育施設入所措置が推進されております。

高知県のような地方では、存在する自治体内の保育所にいく場合がほとんどだと思います。高知市は、周辺自治体からの通勤も多く、広域入所を積極的に行えば希望者も多いと思われませんが、待機児童がいることもあり隣接市町村からの広域入所については行っておりません。広域入所については、隣接市町村以外で通勤等により勤務地での保育所でしかお迎えに行けない場合や里帰り出産の場合に限って行ってはおりますが、南国市及び近隣市町村についても同様な取り扱いとなっております。

ただし、保育所以外の認定こども園や幼稚園につきましては、以前よりその施設の特色などを踏まえて保護者が選択をしており、広域的な利用があることから、新制度以降も自治体が利用調整するようになっており、隣接自治体の制限等はしておらず、南国市在住の子供以外であきがある場合については広域入所も行ってはおります。

広域的な利用調整をする際には、申し込み自治体には利用できる人数だけを回答し、その後の利用調整については各自自治体が行っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） おおむね、国の指針に従ったことができているということですが、ただ問題なのは広域利用の場合です。南国市は広域利用は実施しているんですけども、例えば香南市の保育士さんが産後職場復帰しようと南国市の保育園に務めたい場合、子供をその保育所に入所させたいということであった場合、その場合でも南国市の子供が優先されると思うんですが、いかがですか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在のところ、高知県におきましては、まずは保育施設のある市町村の子供さんの受け入れを優先しまして、その後で他市のお子様の受け入れの人数枠を設定しまして、それぞれの市町村で利用調整を行っていただいております。ただ、どこの市町村も保育士ということで加点をしておりますので、保育士の方が入所ができ、保育士であるから入所が必ずできるというものではありません。あくまでも保護者のお二人の就労状況、保育の必

要とする理由を確認をいたしますので、ただ保育士ということで加点はかなりあると思いますので、保育士資格のある方は入所はできやすい状況にはなっていると思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 内閣府の通達では、保育士の中にはその居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等についてはその居住する市町村内の保育園等に勤務を条件とせず、市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場復帰が可能となることから、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携調整を行うことといったことがございますが、この各市町村間で協定を結ぶ等の連携調整を行うということは、どういうことをいうのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 実際、ここの読み取りはなかなか難しく、私たちも職場で協議をしましたが、これはあくまでも圏域を超えた利用、広域利用を認めていなかったり、広域利用はしているものの保育士の保護者の勤務先を条件づけている市町村は、広域的な待機児童解消となることより、条件づけをしていない広域利用による保育入所ができるよう市町村間で何らかの対応を行うことだというふうに捉えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） ここのとこでいつもかみ合わないんですけど、私との捉え方が違ってあるんですけども。国が求めていること、目指していることは何かということ把握したら、おのずと解釈が一緒になるんじゃないかと私は思うんですけども。

これまでの状況を変えてほしいというのが国のことですから、この連携調整を行うということは私の思ってるほうが、頑固で申しわけありませんけどそういうふうに思っているんですけども。現在実施されている広域利用では南国市の子供が優先されるわけですから、市外から保育士を南国市さんで雇用すると、1人ではなく3人とか6人とかいった子供を受け入れる枠ができるわけですね。ですから、3人枠ができたなら保育士さんのその市外の子供を入れても2人余分に南国市の子供を預けることができるわけですから、むしろ有利だと思うんです。それについて意見が合わないんですけども、私はそういうふうに思っています。

時間がなくなってきましたので、はしょっていきますけども。連携した市町村がお互いさまでそういう状況があるわけです。そのことで、潜在的に求職している保育士の確保が連携市町村全体でふえていくことが国の狙いだと思います。また、南国市としても一人でも多くの保育士の確保が重要ですので、ぜひ広域的なものになるよう御努力いただきたいと私は思います。

この入所の優先順位が、南国市でなくとも南国市の子供と同じようなレベルで保育士さんの子供の加点というふうな点数づけというのをさせていただきたいと、そのようにお願いをしておきたいと思います。

最後に、病児・病後児保育につきましてお尋ねいたします。

病院併設の病児・病後児保育の提案をさせていただきましてから1年半が過ぎたと思います。現在の進捗状況をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。施設型の病児保育事業の実施につきましては、実施検討をさせていただいておりました法人の医療機関にお願いをしたところ、その法人の事業範囲に児童福祉法で位置づけられた事業が定められておらず、病児・病後児保育事業は児童福祉法事業のため、その医療機関での実施には至りませんでした。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 事業範囲ではないというふうに断られたということですね。それから、そのままということでもなかったらと思うのですが、その後どのような御努力をされたのか、別のところとかですかね。今後、またどのような取り組みをされていくのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在のところ、他の医療機関での実施につきましては協議が進んでおりません。訪問型病児保育事業につきましては、6月議会で御説明をさせていただきましたNPO法人の事業開始については、その後、県、法人、医師会及び香美市、香南市などと協議を進め、平成29年12月までに高知市に引き続き3市で順次開始の運びとなり、平成29年12月に南国市における事業開始が県より認可されました。

施設型病児保育事業の開始については、例えば個人病院の小児科などに頼むことになると、南国市が必要な保育士のあっせんなどが必要になるかもしれません。それについては、個人病院へ委託をしています他県の取り組みなどを研究する必要があると考えます。また、通常保育での保育士確保が厳しい中、同じ子ども・子育て支援新制度の中のニーズの高い一時預かり事業、延長保育事業の充実とともに検討を重ねていく必要があると、現在のところ考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） 病院名を出して申しわけないんですけど、私もJA高知病院へ行ってお聞きをいたしましたら、できないことの原因は事業範囲ではないということではなくって、

その部屋がない、ほんで保育士や看護師は調達できるけれども、部屋がないということでした。課長への説明とは食い違っていますね。どちらにしても、現在のところJA高知病院は乗り気でなくなったというふうに思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えします。部屋がないということではなく、法的に無理だということで私は聞いておりましたが、実際部屋に関しても諸問題があったのかもしれない。ただ、部屋の改築とか設備に関しましては補助金のあることも御説明しましたが、まずは法人のほうでの対応が、新制度になってからこの病児保育事業というものが児童福祉法ということで、その枠で難しいということで子育て支援課は捉えておりました。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） そしたら、JA高知病院って南国市からも補助金も行ってる病院ですので、ぜひ協力していただきたいという思いがあったんですけども。別のところで事業を行うとすれば、先ほどおっしゃられた子ども・子育て支援整備交付金を活用すれば部屋の確保はできると思いますが、保育士や看護師さんを確保することが難しいのではないかと思います。今後、病児・病後児保育は実現の見通しはあるのですか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） やはり少し研究の必要があると思います。どうしても個人病院の場合は、看護師さんというつてはあっても、保育士さんというところは南国市のほうが何らかの形で準備したりあっせんをしなければならぬと思いますので、今保育士の通常保育での保育も支障が若干出ておりますので、そこも一緒に踏まえて考えていきたいと思っております。

なお、平成31年度に策定を予定しております子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査なども踏まえて、子ども・子育て会議におきましても御意見をいただきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○16番（浜田和子） お答えを聞いていますと、何年先になるのかも全く見通しが無いというふうに思います。この病児・病後児保育も、お母さん方からたくさん要望があつてます。ですから、ここで取り上げてお願いをしています。1年半何も進まなかって、今もこれから検討をする、研究をする必要があるという御答弁でしたので、本当に私としてはショックというか残念でたまりません。

やる気があるのにできないというふうに思ってきましたけども、何としても実現するという

気迫というものは、私のほうには伝わってまいりません。今後の子育て支援課の御奮闘を見守っていきたいと思います。一日も早い実現をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 11番前田学浩議員。

〔11番 前田学浩議員発言席〕

○11番（前田学浩） 通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、特定健診とピロリ菌検査でございます。

施政方針におきまして報告されました来年度からの胃がん検診が、バリウムによる胃部エックス線検査の集団形式から胃カメラによる内視鏡検査に変わることはとてもよいことだと思います。ただし、集団検診から医療機関での受診になることにより、受診者が行うであろう手続の面倒さや、さらに胃カメラ自体に恐れのようなものも想像することもできます。ぜひ、広報などに力を入れていただき、よい施策が市民に伝わるようにしていただきたいと思います。

まず、担当課長にお伺いいたします。先ほど今、私が言った懸念についてどうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 前田議員さんの質問にお答えいたします。

来年度から本市で予定しております胃内視鏡検診につきましては、50歳代の方を対象にしております。受診の頻度は2年に1度であります。50歳代の方でも内視鏡に不安がある方は、従来どおりのバリウムによる胃のエックス線検査を選択できます。この場合は、毎年の受診が可能になります。また、胃がんの検診が胃の内視鏡検査なら受けてみたいという問い合わせも、今までもあっておりますので、これまでの胃のエックス線検査とあわせまして、胃の内視鏡検診のほうの受診者の方はふえると想定しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 併用であれば、懸念は和らぐと思います。いずれにしても、市民への広報、周知をお願いいたします。

次に、ここ2年間の胃がん検診の受診者数を教えてください。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） ここ2年間で申しますと、平成28年度は830人です。平成29年度におきましては、暫定値であります872人受診されております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今回、私はピロリ菌検査の質問をしたいと思いますが、ちなみに保健福祉センター長はピロリ菌検査をしたでしょうか。病歴を聞くわけではありませんので、構わない範囲で御感想などをお伝えください。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 私も数年前にピロリ菌検査をいたしました。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） さて、今回の一般質問の特定健診とピロリ菌検査でございますが、実は私、体を張って胃を使って体験したものから行いたいと思います。

先月の2月9日にJA高知病院で特定健診を受診いたしました。その際に、オプションといたしましてピロリ菌検査を受けました。オプションといっても特別な体への負担はなく、採血の際に少し余分に血をとられるぐらいでございました。料金は3,000円ちょっとぐらいだと記憶しております。

2週間後の23日に検査報告が郵送でありまして、ピロリ菌は所長じゃなく見事にありまして、除去の必要性が書かれておりました。すぐその日のうちに、市内のきび診療所に行き、診察を受けて胃カメラの予約をとりました。ピロリ菌の除去を薬とする前提として、胃カメラでの検査を受ける必要があるということの説明を受けました。さらに、4日後の27日に胃カメラ検査を受けました。医師からは、診察中にカメラが捉えた画像を見せていただきながら、ピロリ菌の外観からの存在を指摘されました。その日からピロリ菌の除去が始まりました。

ピロリ菌の除去は、御存じの方も多いと思いますが、2種類の薬を朝と夕方に7日間飲むだけでして、先日の3月6日に終わりました。その後、期間を置いて、呼気などのチェックによって、もしピロリ菌がまだ残っていたならば2次除去をするらしいです。

ピロリ菌は、一度除去すれば復活することはない、胃潰瘍、胃がんのリスクは大きく下がることになるようです。このように、ピロリ菌検査・除去方法は簡単にでき、副作用も便がやわらかくなる可能性があるぐらいで、重篤な副作用はないようです。自分の体験からも、ぜひ市の補助で特定健診につけていただきたいと思います。

これにより、特定健診の受診率向上、さらに市民の胃がん発生者数を抑えることができると思います。つけ加えると、ピロリ菌保有がわかった後の検査、薬は保険適用です。データ的には、40～50歳でピロリ菌保有者割合は非常に高くなり、2人に1人が保菌しているとの調査もあります。

市民課長に質問です。簡単にできるピロリ菌検査を特定健診にプラスすることにより、増加

の少ない健診の受診率を上げていくという方策について御所見を伺います。もちろん、胃がん検診時の目視でもピロリ菌保有はわかるようですが、特定健診にプラスするということであれば、さらに受益者はふえ、費用対効果は上がると思います。御所見をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 南国市の特定健診の受診率は、平成27年度33.5%、平成28年度33.3%であり、28年度県平均の35.9%も下回っている状況です。特定健診の国の受診率目標は70%とされておりますが、これには遠く及ばないと考えております。

毎年度、未受診理由を調査しておりますが、忙しい、医療機関にかかっている、健康なので必要性を感じないなどとともに、判定項目が少ないという理由も上がっております。

昨年7月31日に厚労省が発表いたしました医療保険者全体の受診率は50.1%でございます。ただし、市町村国保につきましては36.3%と保険者中最も低く、市町村国保につきましては動機づけが課題になっているということは言えると思います。

特定健診は、生活習慣病を予防するためということで40歳から実施しておる健診でございますが、オプションとしてピロリ菌検査を行うことが、一定受診の動機づけになり得るということは御提案どおりだと思います。ピロリ菌検査は、通常1人1回でいいということから考えまして、ただ胃がんと因果関係につきましてはまだ諸説もございます。慢性胃炎の原因であることは事実ですので、今後専門家の御意見も伺いながら関係部署と協議してまいりたいと思います。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 市民課長もお構いなければ、ピロリ菌検査をしていたら御感想などをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 私も数年前にピロリ菌検査をしておりまして、保菌は確認をされてはおりませんが、非常に簡単な検査だということは実感しております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 稲生地区の集落活動センターで、住民の我が事意識を高めるために健康診断の受診率の向上に取り組んでおります。33%であった受診率が、26年度に4.5ポイントアップ。さらに、27年度に4.5ポイントアップし、実に2年間で9ポイントもアップしました。ただし、昨年度はがくつと下がりまして、いわゆる3歩進んで2歩下がるということで、こういうことは真面目に取り組まないといけないかなというふうに思っております。

稲生地区の集落活動センターでは、健診時にトラック市を催したり、特製カレーをつくったりということで受診者をふやそうとしてたんですけれど、やはりちょっと邪道かなというふうに思ったりもしました。

健診の受診率向上のためには、正攻法で進めていかないといけないというふうに思っております。ぜひ、特定健診の受診率を上げる意味でも、ピロリ菌検査の実施をしていただきたいと思います。

次に、近年中学校でのピロリ菌検査を導入している自治体がふえているようです。日経新聞によりますと、高槻市では2014年から中学1年生の希望者を対象に、健康診断の尿検査を利用してピロリ菌の感染検査もしています。費用は市が負担し、これまでに複数の生徒が陽性と判定されたようです。

市が検査を始めたきっかけは、兵庫医科大の医療センターが12年に実施した研究で、同意が得られた市内の中学生への検査で約4%の生徒に陽性反応が出たようです。13年度に、市が保護者にアンケートしたところ、ピロリ菌検査の感染検査を希望するという回答が、保護者の実に9割に上ったようです。市は、14年度から約150万円の予算を確保し、これまでに約1,000人の生徒が受け、陽性であった場合の除去費用も市が助成しているようです。

がん教育は、専門の方からの講義を受けることはもちろんよいことですが、実際にみずからの体を、将来胃がんになる可能性がある菌を除去するということは、がん教育の大切さをさらに知らせることができると思います。ぜひ、御検討もお願いいたします。最後に、教育委員会事務局の御所見を伺います。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 御質問を受ける前に、私も何年か前に検査を受けておって、別に異常はないという診断でございました。

前田議員からの、がん教育の中でもピロリ菌のことについてはということも言われましたが、南国市内の場合、これは新聞でも紹介をされましたが、北陵中学校に高知大医学部の先生に毎年来ていただいて、がん教育を進めております。その中で、ピロリ菌の話も出てくるようなことを聞いております。

それで、このピロリ菌の検査でございますが、今回、前田議員さんから御提案いただきまして、それから資料も幾つかいただきましたので、先進地の状況について研究をして今後の方向性を探っていこうというふうを考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ありがとうございます。ぜひ、御検討をお願いいたします。

次に、公民館の活用のあり方について質問をいたします。この項目も、ことしに入ってから自分の体験をもとにして質問をしたいと思います。

まず、1月31日から2月2日まで3日間、国立オリンピック記念青少年センターで行われた全国公民館セミナーに講師参加をしておりました。このセミナーは、全国公民館連合会が主催し、国内のそれぞれの県の公民館連合会から推薦を受けたものが集まる年に1度の大きな公民館の情報交換の場でもございます。

参加者は、約110名に上り、被災地の福島県から8名、公民館活動の盛んな長野県や島根県からは5名ぐらいが参加をしておりました。残念ながら、高知県からの参加はゼロで大変寂しい思いをするとともに、地方創生で同じ規模、さまざまな指標が同じとも思われる島根県にはどんどん置いていかれるのであろうと危機感も持ちました。島根県は、現在小さな自治体でも子供の数がふえている状態が続いております。

さて、セミナーの1日目には、コミュニティーデザインの第一人者とも言われる山崎亮さんと、公民館を舞台として社会教育、生涯学習の実践的研究者である東京大学牧野篤教授のディスカッションから始まり、その後その2人を壇上に残したまま、文部科学省、内閣府、厚生労働省、総務省の課長レベルの方が公民館への期待をそれぞれ省庁との事業を絡めて語られ、その内容について山崎さん、牧野教授がコメントを入れるという流れで進んでいきました。

この全国公民館セミナーに4省庁から事業説明があるのは画期的だそうで、文科省以外の省庁はすぐにでも公民館を活用した事業展開をしたいようで、特に内閣府の参事官は、司会の方から公民館を文科省から分捕りたいでしょうという挑発的な言葉に、はいそうですと大きな声で述べられておりました。全国の公立公民館は約1万4,000カ所あり、そこそこ便利なところに立派な建物があるわけですので、文科省以外の省庁が狙っているのは容易に想像がつきます。また、文科省と合同で公民館の活用を意識しているものだとも思います。

そのセミナーでは、公民館の活用のあり方の中で、趣味や講座の話は一切出ず、地域運営組織の核としての施設利用の話が主でした。

まず、担当課長にお伺いいたします。

現在、南国市の公立公民館活動の中心は、趣味や講座の場となっているとも思いますが、今後もそのような活動を変えていくことは検討してないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 社会教育法第20条には、公民館の目的が規定されておるところ

でございます。公民館は、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、社会教育法ですので、公民館が社会教育施設という位置づけで、生涯学習を推進する生涯学習課といたしましては、生涯学習の拠点とした公民館で趣味や講座をすることについて、特に推奨しないとかいうことはございません。が一方で、行政財産としての市立公民館には、地域コミュニティ自治活動の拠点としての機能を果たさなければならないことは明白であります。前田議員が参加したセミナーのほうに、総務省とか内閣府がきておったということは、こういった時代の流れであると考えます。

地域には、自主防災会、社協、民協、体育会、食生活改善推進会、健康文化都市づくり推進会、地域活性化のための自主活動団体ほか、さまざまな団体がございます。そこでは、地区の敬老会、単身高齢者への配食サービス、成人病予防食伝達講習、集団検診、そのほかにもいろんな事業が公民館で展開されておることと存じます。

分捕りというお言葉がございましたが、大いに結構なことであると思います。市の各課には、さまざまな計画や計画を推進する上での事業、施策がございます。市立公民館を大いに活用していただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 全国公民館セミナーの2日目には、先ほど御紹介いたしました東大の牧野教授から90分の講演が行われました。改めて、なぜこのような参加費が無料のセミナーに、高知県から参加者がいないのか本当に残念でした。

担当課長にお伺いします。

南国市には、この全国公民館セミナーの案内自体はあったでしょうか。お答えください。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 平成29年11月22日付で、高知県公民館連絡協議会長名で案内がございました。内容を見ますと、公民館に常駐して勤務する職員が対象のようであったので、私どものほうでは参加を考えておりませんでした。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） これから話を展開させていただく中で、該当者がいないというのが非常に大きなことだというふうに思っております。たびたび触れたいと思います。

地域コミュニティの崩壊は、1980年より少し前から始まり、30年～40年かけて悪循環として進展してきた社会現象でございます。そのコミュニティの再構築には、崩壊に要した同じ時間が必要だとも思います。つまり、今から始めても30年、40年かかるということです。

行政サービスの提供が質・量ともに少なくなる中で、地域住民にとってハードルの低い社会教育、生涯学習施設の活用のあり方は現在急速に見直されていて、南国市でも趣味、講座のレベルから見直しをされるべきだというふうに思っております。

次に、質問です。南国市では、公民館機能のある防災コミュニティーセンターが4カ所できておりますが、そこでは防災の地域づくりは日々積極的に行っていると言えるでしょうか。担当課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 平成28年度が14回で、1館当たり3.5回。29年度は23回で、1館当たり5.75回です。単に、避難所機能としてすぐれた施設ということではなく、防災教育、防災訓練も積極的に行っていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 防災のまちづくりは、あらゆる活動の中に防災を意識させ、つまり防災という言葉、思いをビルトインさせた仕組みづくりが大切だと思います。防災の地域づくりを考える上で、男女参画の社会づくりとか要介護者を含めた障害に優しいユニバーサルに進んだ地域づくりなどが展開できます。

一般質問の2日目に、山中議員から住んでいる地域の防災組織の脆弱さを嘆く話がありましたが、そうした意味でも防災のまちづくりというものは常に意識しておかないといけないというふうに思います。

次に、担当課長にもう一点お伺いします。

健康講座は、各公立公民館で積極的に行っていると言えるでしょうか。また、その平均回数なんかを教えてください。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 平成29年度は44回で、1館当たり1.3回となっております。ほかに定期サークルもございしますが、当該地区の住民が主体となって行っているサークルと、貸し館的なサークルに分かれております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ここで、本日執行部の皆さんと議員の皆さんにお配りいたしました、昭和、これ昭和です、昭和27年に大篠村公民館が文部省の優良公民館表彰を受賞したときの受賞理由を簡単に述べさせていただきたいと思っております。

昭和27年優良公民館、大篠村公民館。受賞理由、公民館運営審議会に産業、教育、生活改善、

地方自治の専門委員会を設けて各部門ごとに調査研究を行い、全村学校計画の推進、農業計画の合理化、多角化、機械化、生活の合理化、広報活動の徹底などが計画化されました。これらの計画の基礎をなし、さらにこれを推進する裏づけになるものとして力を入れられているのは実態調査、世論調査であります。既に、24年以来、村の文化の実態調査その他の結果の活用が期待されています。

前期計画を具体化するものとしては、定期講座が重点的に考えられます。主なものとして、農業講座、裁縫講座、生活改善講座、教養講座などがあり、よく村民の必要を解決しています。広報活動としては、月刊大篠広報の発行、部落掲示板の活用、懇談会、公聴会、県政報告演説会などの開催が効果を上げています。

この戦後すぐの大篠村公民館の取り組みこそが、これからの公民館の活用のあり方として求められているわけで、私は何も新しいことを望んでいるわけではございません。この大篠村公民館の活動が、南国市に統合されてからも続いていたのならば、住民自治能力の高い基礎自治体になっていたのではないかと残念に思います。

担当課長にお伺いします。

この大篠村公民館の取り組みが、行政サービスの質・量が少なくなる近未来にも必要なものだと思いますが、御所見をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 昨年4月より、各地区の公民館運営審議委員会に出席させていただきました。その中では、生涯学習課の事業委託費に見合う部分だけ抜粋のような事業報告書であると印象を受けた館もございました。実態としては、公民館主催・共催・後援あるいは貸し館にしても、地域の団体によるさまざまな事業が行われておるものと思われまふ。分捕りは大いに結構なことと申し上げましたが、各課の関連する事業で公民館を御活用願えればと思います。

今、集落支援センターで集落支援員の配置とかいうことが行われております。議員がおっしゃったような、公民館の取り組みそのものが自治活性化、生涯学習の拠点よりは、コミュニティーの中心拠点施設としての役割がふえておるといふことは感じております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 次に、先月25日に南国市役所で自主活動団体の報告会が行われましたが、市の公民館関係者は大変少なかつたように思います。それぞれの報告が、公民館活動の話が多かつたと思いますが、なぜ公民館を所管する関係課の方々の報告会の参加が少なかつたで

しょうか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 公民館を担当する生涯学習人権係の3名のうち、担当者と係長の2名が出席をいたしました。公民館長の館長方につきましては、御案内を申し上げましたが、文化祭、はし拳大会とか、その日は大変イベントの多い日でございます、出席者が少なかったと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 先月17日に島根県浜田市の人づくり・郷づくり交流会に講師として呼ばれて行ってきましたが、そこでは公民館の社会教育担当関係者と、首長部局のまちづくりに関する担当、そして市長、教育長を含む関係部長、さらに島根県庁からの出席がありました。浜田市の参加者数は、実に300名。本当に驚きました。人口6万人ぐらいの規模で、南国市とも同じぐらいとも思いますが、公民館の位置づけや重みが全く違うように感じられました。

公民館活動は、首長部局と連携をとり合い、南国市の重要施策でもある市民と協働のまちづくりをしていくのが、これからの公立公民館のあり方と思います。なぜ、この浜田市の取り組みができないのか不思議に思います。

次に、企画課長に伺います。

報告会の参加者数も50名ぐらいで、稲生地区の住民と、その関係する学生を含めて15名ぐらい、行政も10名ぐらいいたと思いますが、つまりほかの市民は20名～25名ぐらいだと思いますけれど、これは少な過ぎると思いませんかでしょうか。企画課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 2月に行われました各地区の自治活動団体の活動報告は、毎年6月ごろに開催をしております自治活動団体連合会総会の中で、従来行っておりましたが、総会におきましては会長と数名の役員の出席で時間も限られるということから、今回初めて2月に活動報告会として、総会と切り離して初めて開催をしたものでございます。

参加の案内としましては、広く一般の方にも参加ができるよう、「広報なんこく」2月号及びタウン情報誌「こじゃんと」でもお知らせをしたところでございます。

報告会につきましては、各地区の取り組みを広く知ってもらい、それぞれが抱える課題も共有をしてもらうという目的で行ったものでございます。この報告会の趣旨が十分伝わらなかったということもございますので、次回開催時にはもう少し周知の方法も工夫するなど、出席者がふやせるように改善をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 300名の参加の島根県浜田市との違いを簡単に言いますと、南国市では報告会のタイトルにも活性化という言葉が使われておりましたが、浜田市では活性化などという言葉は丸一日会場にいましたけど、一切出てきません。地域づくりというふうに彼らは述べておられました。

地域活性化と地域づくりの違いについて、私は何度かお話をさせていただくときに3匹の子豚のお話をさせていただくんですけど、つまり活性化という軽い言葉は、3匹の子豚の1匹目と2匹目の子豚さんが簡単な方法で家をつくるという方法でありまして、地域づくりは3匹目の子豚さんがれんがを1つずつ積んでいく、こういうイメージだというふうにつかんでおります。これは多分、島根県の浜田市の住民の方も同じような思いを持っているというふうに感じております。

地方創生の成功の分水嶺は社会教育にあるということは、これまで議場でも何度か私も言ってきたんですけど、素人の私が言っていることではありません。それは、前の内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官の小山竜司さんが各地の講演で言っていることです。もう一度言いますけど、地方創生の成功の分水嶺は社会教育にあるんです。今回の自主活動団体の報告会や社会教育としての公民館の活動報告など、機会がありましたら教育委員会と首長部局が合同で開催して、その参加者数をふやしていってほしいというふうに思います。

次に、1月22日に栃木県那須塩原市の議員視察を、うちの議会事務局から依頼を受けました。事前に調べてみると、那須塩原市では議場があいているときに議場をコンサート会場として市民に使ってもらっているようです。そして、2月初めに高知県県庁から依頼を受けて、宮城県議会議員共産党議員団の依頼をまた受けましたが、これも宮城県議会を事前に調べてみると、議会のロビーで簡易なコンサートを行っておるようです。これらは、議会を開くという意味と施設の有効利用だとも判断できます。ほかの自治体もどうかと思って、議場blankコンサートで調べてみると実にたくさん出てきます。徳島県でも小松島市でやっておりますし、吹田市、松戸市、彦根市、調布市、川越市、古河市、枚方市、八王子市、名張市、調べたら調べるほど出てくるんですけど。

私は9月議会でも言いましたが、大篠公民館の改築にはもちろん賛成です、雨漏りもしてまずし。でも、中央公民館については、実際は何をやってるかよくわかりませんので、機能自体を廃止しても問題ないというふうに思っております。

それで、複合型の文化施設ですけど、先日の担当課長のお話で、夜須のマリンホールとい

う初めて具体的なイメージをさせるものが出てきたんですけれど、夜須のマリンホールは600席もあるコンサートホールを持っているようです。つまり、その600席のあるコンサートホールをイメージしてるんじゃないかなと思うんですけれど。夜須のマリンホールは去年3回だけ何か芸能人らしき人を使ってコンサートをしたらしくて、ああ、まあ3回のためにこんなホールがあるのかと思ったりもしたんですけれど。この複合型文化施設にそのようなコンサートホールが本当に必要なのかということは、いまだに自分は納得というか理解できておりません。浜すしやサザンシティーを使うようにして、その団体に補助金を出してあげたほうが、駐車場の心配もする必要もないですし、そっちのほうが断然いいんじゃないかなというふうに思っております。

さらに、申し上げにくいんですけれど、今不祥事が続いている中で、ひょっとしたらこれから建築のほうにもうつつっていくんじゃないかなと実は懸念を持っているんですけれど。そうした今の状況で、市民が本当に600席ものコンサートホールを要望するのかどうなのか、大きな疑問を持っております。

地方創生とは、繰り返しますけれど、住民自治の向上を目標とするものです。社会の基盤とは住民自治であり、地方公共団体が行う団体自治は、住民自治があって初めて機能します。そのつくり直しを地方創生で行っているというふうに思っております。

この項目の最後に質問をしたいと思います。

ことし10月には、文部科学省の大きな再編がございまして、生涯学習政策局が総合教育政策局になり、社会教育課が地域学習推進課に変わります。地域学習推進課が持つのは、地域学校協働活動とコミュニティー・スクール、さらに大学のCOCを見ることになるということだそうです。この南国市の生涯学習課の地域学校協働活動が新たな展開になっていくと思いますけれども、その際の公民館との連携をどう捉えているか、最後に担当課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 公民館につきましては、先ほども申し上げましたように、社会教育活動の拠点から地域コミュニティーの拠点というような色合いをより濃くするものであろうと思います。稲生地区におかれましては、PTCA活動や学生を取り込んだ取り組みなどが行われておりますが、こういった活動がスタンダードとなるよう国からも求められていくものと感じております。そういった意味において、社会教育指導員より集落支援員のほうがウェイトとして重大になってくるのではないかと予想されます。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 移住者をふやすのも大切ですけど、若者の定着というか、1回都会に出て将来帰ってくるような場所であり続けたいといけないというふうにも思っております。

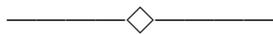
この全国公民館セミナーで主体的に動かされてた東大の牧野教授と長野県飯田市が、2014年、15年で共同研究をしております。それは、公民館活動など地域の活動に熱心に取り組む層には、共通して15歳までの地域活動の分厚い体験があるという調査結果が出てるらしいです。もう一度かみ砕いて言うと、15歳までに地域活動の分厚い体験をした子供たちが大人になったときに、公民館、また地域づくりの参加を多くしているということだというふうに言われております。そのとおりだというふうにも感じております。

ですから、子供たちにかつては、都会へ出なさい出なさい教育をしたと思いますけれど、私もその人間だと思いますが、でも高知県もいいところだよというのを教えるということは、そういうことだけを言葉に出すんじゃなくて、実体験を地域の人と一緒にすることが大切じゃないかなと思います。その意味でも、学校、公民館が連携して、さらに首長部局の地域づくりと一緒にしてそういう子供たちを育てていくということが大切だというふうに感じました。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時58分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 最後の質問項目、コンプライアンス（入札・契約）についてでございます。最初に、これまでの新聞報道で気になったこと2点について、先に伺います。

今回の事件の初めの事象でありました黒滝地区の瀬戸の滝だったと思いますが、遊歩道の工事についてですけど、120万円で随意契約した後、60万円の増額をされてると思いますけれど、この理由をまずお伺いします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） お答えいたします。変更につきましては、工法の変更などであったかとは思いますが、現在書類のほうの手元がなく、詳しい内容については確認ができない状況であります。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） この増額の60万円は、うがった見方というか嫌な見方をしたら、最初から約束されてた追加であったかのようにも受けとめられるんですけど。その点の精査というのは、どの段階でされることでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 当初の工事内容につきましては、当時商工観光課におりました技師であります吉川氏からの説明により、妥当であろうという判断をいたしました。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） いずれにしても、資料が返ってきた後、精査をもう一回していただきたいと思います。

次に、もう一つの、我々にも限られた資料というか情報しかないわけなんですけれど、もう一つ2016年に発注された農道整備工事、テレビとか新聞でも映像が出た分なんですけれど。これの設計金額と最低制限価格を伝えていたというふうに聞いておりますが、この農道整備工事の設計金額と最低制限価格は、吉川前副市長はどのタイミングで知り得たのでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 吉川前副市長、その当時は建設課長であったかと思えますけれども、まず予定価格、最低制限価格、あくまで……

（「2016年のとき違う」と呼ぶ者あり）

違いますか、済いません。

（「16年やったら副市長」と呼ぶ者あり）

副市長のときでございますが、まず予定価格につきましては基本的に財政課のほうで算定し、それを金額によりまして3,000万円未満であれば私が決裁、3,000万円を超えて5,000万円未満につきましては副市長の決裁、5,000万円を超えるものにつきましては市長決裁ということで、予定価格調書につきましてはその決裁者以外は確認することができません。ので、その当時副市長であったとしても、基本的には、この金額のものにつきましては財政課長決裁ということになりますので、予定価格自体が知り得たということにはなかったかと思えます。

ただ、設計金額につきましては、当然、工事施工伺いで決裁がいきますので、400万円を超えておりますので、そこにつきましては知り得たということにはなろうかと思えます。なお、現在、工事業者が最低制限価格ぴったりで今きてますけども、それにつきましてはこれまでもずっと説明してきたんですけども、基本的に設計金額イコール予定価格というような形にな

るということは業者さんは周知しておるといふようなことで、その最低制限価格の算定方法、こちらにつきましても公契連モデルということ周知はされておるといふ思います。なお、公契連モデル等につきましても高知市ではもう既にホームページでも閲覧できるような形になっておりますので、以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 先ほど課長からも御説明のありました最低制限価格は、通常の業者ならわかることであるという御説明だったと思っておりますけれど、それをなぜあえて吉川前副市長に確認したのかというのが、これの私の疑問でございます。

建設課長に聞きますけど、この業者さんは設計金額をはじき出す能力はあったんでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えします。ほかの入札にも参加されてましたので、できたものと思われませんが、会社の内情については把握しておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） この件も、これから捜査が進まないとわからないことになったんだと思っておりますけれど、いずれにしても先ほど言いました瀬戸の滝の遊歩道のプラス60万円の増額と、農道整備の最低制限価格をなぜあえて教えたのかということが、今の質問でもわからなかったということになります。

そしたら、市長に全体のことをお伺いさしていただきたいと思っております。

2月1日の高知新聞の社説に書かれていて、長年の組織的黙認を疑うというタイトルがあったんですけど、そこでは随意契約での官製談合行為が常態化していたことがわかったとされ、さらに現職の副市長も課長時代にかかわり、あしき慣習であったと認め、市民を裏切る不正が組織内で公然と引き継がれてきたことになる、異常だというふうに社説に書かれております。

これまでの我々の説明の中で、市民要望に早く応えるために随意契約を選んだということでもございました。1つの市民サービスのようにも言われておりましたが、9月の私の一般質問の中でも言いましたように、これも担当課長も認めておられたと思っておりますけれど、市道改修などは大変遅く、市民は市民要望に本当に迅速に答えてくれたかなというふうに思うと思っておりますし、私も思います。

随契をスピードアップして処理していたならば、そのほかの仕事に係る時間が生まれるわけですので、随契以外の仕事もスピードアップされたはずであるんですけど、先ほど言いましたように、9月議会でも実態をお話ししていただいたように、市道の改修の要望箇所はふえ続

け、金額も数億円レベルで残ってるということだったと思いますけど。この市民要望に対してスピードアップして随契をやってきた、でも実態は市民、我々議員の感じるようなことにはなっていないんじゃないかなって思うんですけど、そのギャップについて市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 実際の建設課の実務としまして、多くの、新聞報道で載ったように二百数十件という今回随契、入札合わせた件数というのが載っておりましたが、それだけの件数の発注をしておりますので、設計をくくるとか、その他いろいろの時間的な必要性が出てまいります。その中で、随契の中で少しでもそこをスピードアップを図るということは、常日ごろの業務の中で行ってこられたということでございます。それだけ業務量が多いということも、自分の中では認識をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 次にもう一点、市長にお伺いします。

1月26日の高知新聞で、建設業者の証言が出ておりました。記者が直接聞いた内容だと思えますけれど、そこに書かれてるA社、A社と書かれておりましたが、A社は「役所が工事の内容や地域性などから1社を選んで工事を依頼する。業者は現場を見てすぐ工事をやり、かかった費用を担当者に伝える。」さらに「普通やったら役所が現場を見て設計金額を決める。けれど、市の担当者にそこまでの専門知識や時間もない。業者やったら、ぱっと見てどれぐらいかかる工事かわかる。」と証言しているようですけれども、これはそういうふう証言したということですので。

南国市の担当課は、専門知識や時間もないということについては組織全体の問題だと思いますけれど、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私の認識としましては、専門的知識はあるというふうに思っております。ただ、時間的な制約を先ほど申しましたとおり、事業量が多いということを思っております、その制約はあるかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今回、私が質問する前に浜田和子さんが質問されましたけど、私本当に浜田和子さんと同じようなことを思っております。今回の問題を機会に、いろいろややこしくなってきましたが、最低制限価格でくじ引きで落札が続いているということであるなら

ば、いっそのこと例えば市道改修協議会という組織をつくって、外部監査も入れて、外部監査を入れることによって担保をとって、いっそのことその協議会に市道改修などの発注、進捗管理もやってもらったらどうかと思うんです。そうしたら、そのあいたと言うたらおかしいんですけど、タイミングのよいときに一番安く仕上げることのできる会社さんに発注して進めていく。くじ引きで落札が決まってるわけですので、もうそういう管理などを全て任せて、市の職員はほかの業務に専任して、時間がないのであれば、そういう方法もとったほうが僕はええんじゃないかなと思うんです。

先ほど、和子さんも言われてましたけど、僕も同じです。今回の事件でダメージを受けたのは逮捕された建設業者以外の業者さん、真面目に取り組んでる業者さんのイメージを悪くした。そして、これから土木技師になろうという若い青年たちの芽を摘んだ。もう一つ言えば、市役所に土木技師として入ろうとする能力のある専門家の芽さえも摘んだというふうにも捉えるわけなんです。

ですから、ピンチをチャンスに変えるということじゃなくて、持続可能性をめぐる課題を、魅力あふれる活動展開に展開するっていうのが非常に僕好きなんですけれど。そういうことが起こったならば1回グレートリセットして、先ほど私が言ったようなことが法的に可能かどうかかわからないんですけど、でもくじ引きで業者が決まってるのであれば、何か協議会に全部任せて一番やりやすいタイミングでやってもらったほうが何ぼかうまくいくし、市の職員の方も時間がとれると思うんです。そういうことも、これから考えていけないといけないと思うんです。

それで、またこれも和子さんと同じ意見なんですけれど、震災は必ずやってくるわけで、その復旧、復興のためには業者さんを育てないといけない。若い人がずっと入れるような建設の業界を育てないといけないと思うんです。ですから、やみくもに縛っていく、ハードルを幾つもつくる、ハードルを高くするのではなくて、民間業者を信頼して民間業者とともにやっていく。それによってスピードアップするというあり方もとれるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど、公民館についてのお話もしましたが、余り合築の公民館の話し合いにはもちろん参加もしてないし、どういう形で進んでるのかわかりませんが、我々、東北の大震災、もう7年、8年になろうとしてるんですけど、あれから学ばないといけない。NHKの花は咲くという最後に、私たちは何を残すんだろうというので終わるんですけど、だからそれを考えると、私たちがあの東北大震災で学んでどんな公民館を残すのか、どんな公共工事の発注の

仕方を残していくのかということを考えないといけないというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） 日本共産党の浜田勉でございます。ラストツー、ブービーの誉れを務めたいと思います。

私は、この1週間、北東アジアの変化について重大な関心を持って喜んでいきます。平和の兆しが一瞬でもあれば大切にする、それを評価する、被爆国日本の使命であるということ誇りとするものであります。特に、平和の祭典オリンピックを大きな糧に、朝鮮民族の和解への道が開かれているという、そのことに邪推を基本的な外交政策に持ってくる、こんな恥ずかしい日本の姿、私は悲しいというよりも何なくそつたれというふうな言葉に言いかえてみたいと思いました。あのトランプさえも評価しているのですから。というのがきのうまでの原稿でした。

だが、きょうになってみれば、ただいまの部分はもう大きく変わって、トランプさんも会談に応え、日本は蚊帳の外。早い段階で平和への協議が、あるいは核協議が進むことを願うというふうに変まってまいりました。まさに、時は一瞬のうちに進んでおります。

私が通告をいたしましたのは2点。

1点目は、半年間の一身上の都合市政はどうしてつくられたか、なるべくしてなったのかであります。2点目は、土地改良法の改正イコール改悪はなぜやられているのかであります。

初めの名優2人の後を受けての3枚目、庶民の感度からただしてまいりますが、率直な感性のままに答弁されんことを求めておきます。

では、半年間の一身上の都合市政はどうしてつくられたか、に入ってまいります。

私の一身上の都合市政論の前に、不正をただし、その立場から9名の議員の皆さんが約10項目にわたって質問を展開しました。市民の関心と議員の脈拍が一致したことでうれしい限りです。また、市長にあつては先輩課長であり、前任者が任命した副市長を解任されたことは、トップの政治判断として、あるいは政治的な発揮としてすごいことをやったねと賛意を送るものであります。市民も、共感とその拍手喝采でありました。

もちろん、初めは勇退論も含めた話であったでしょうが、結論としての辞任勧告、そして一身上の都合となったことは疑惑解明への決意表明であり、あるべき市政論の明示であったこと、ほかありません。市長は、この不正常をただす中で病魔に侵されましたが、解決への打診、方策は9人の議員の諸君に対する各課長の答弁から察知でき、あなたの健康回復が市政への健康

回復へつながっていくことを信じてやみません。

だが、全国へ宣伝をした悪評は、ぱっと消えるものではありません。南国市政は間もなく60周年を迎えますが、今回が最悪の評価、連鎖でありました。テレビに新聞に、話題を欠いた日はありませんでした。この不名誉の連鎖を証明したのが、一身上の都合という3通の署名入りの封書であります。さらに、庁舎の地下に存在してはならない特定の土建業者の事務所をロハで強引に招致した当時の市長、建設課長は、理不尽、不節操を通り越して、破れかぶれの無法そのものであります。さらに、教育行政をめぐる自死への対応が二転三転する弁明の不誠実さがニュースをつくり、まさに不実の庁舎でありました。

これらとあわせて、コンプライアンスという言葉がはやります。これも、上からのタクトを振ったんでは、私の知っている限りただの合唱になりかねません。NOSA I 土佐であった話ですけれども、よく女性参事は偉ぶってコンプライアンスを誇らしげに、まさに耳にタコであります。しゃべっていました。あげくの果ては、自己の犯罪行為によってNOSA I から追放されました。まさに、論語読みの論語知らずという言葉がありますけれども。そこで、私はまず今回の一連の結末は、上部機構、市長の人事権が生み出した行為で始まり、終わったと言えるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

任命権者の持つ権限と責任は一对でしょうか、別個でしょうか。私は、任命責任は当然あって、監督責任も見届け責任もあると思いますが、市長の認識はいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、市長の任命責任というのはあると思っております。また、見届け責任、監督責任もでございますが、もちろんあると思っております。市長の人事権につきましては、適材適所を重要視して配置しており、議会の同意をいただかなければ、副市長の人事はできないということでございます。その副市長の人事は、経験と能力を踏まえて適任者を任命するように私自身心がけておりますし、今までもそうだったと思っております。

しかしながら、その思いと裏腹に、こういった今回の事件とかいうことが起こってくるところでございます。そういったことにつきましても監督の責任、あと見届けの責任というものはあると思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） ただいまお答えいただきました。事は、結果が全てを決定するわけでありまして、今回のように任命した人の行為が犯罪的行為になった場合は、任命権者には何ら

かのおとがめもなく自己責任だけでしょうか。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、任命した者に任命責任はございますので、任命した者がどのように行動するか、その行動についての監督責任もあるということでございますが、それが市長という役職を退いた後まで、どこまで責任を負わなければならないのかというところにつきましては、なかなかそこまで全て責任を後々まで負わなければならないというところまでは、できないのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 私の組み立ての部分を取引先で答弁いただきまして、順序をどうしようかなというところでもありますけれども。道義的に問われるものはないでしょうか。あるいは、任命権者は、ただいまあったように、いわゆる退任しておれば無罪放免ということなのか。そのことについて、見識というんでしょうか、認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、道義的な責任というのはあると考えております。また、その後退任してからの責任ということは、先ほども申しましたとおり、その責任をどのような形でとるかということは御本人のことでありますので、私のほうからどういうふうに責任をとらないといけないということは言えないと、言うことは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 現市長が、前の市長についてこうすべきであるということについては越権であるようなことのお話であります。私はそういう点では道義的な問題というものはあり得るという内容で、今後起こり得る内容については、今後起こり得ることがあれば、そのような立場をとっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、一連の不祥事、不正常をつくり出した商工会をめぐって、少し触れておきたいと思っております。

この商工会は、歴史的に言えば戦後、1945年の敗戦から、いわゆる1948年、49年ごろまでの食糧メーデーなどに集まってくる国民大衆の中に、青旗の民商の旗が林立をしていた。そのことについて、GHQアメリカ占領軍は、最高司令官マッカーサーは頭へきて、その民商に対抗する組織として、組織力と金で、言えば魂を買ってつくり上げた組織というふうに使われてま

いました。だから、魂を売った組織というのは、自立という部分が欠けた、生い立ちが今の  
ような現状をつくってきた一つの経過、一つの姿をつくっているのではないかということに触  
れなければなりません。

そこで、商工会と市人事の結合、癒着とも言うべきでしょうか。市職員の商工会事務局長へ  
の転身、あるいは新たな局長人事とあわせて解任をして市の監査役に登用する。そして今度は  
商工会の不正受給が発生をした。そうすると、監査委員が前の事務局長ではまずい、辞職をさ  
せる。まさに、この当人にとってみれば人権じゅうりんそのものであったのではないでしょ  
うか。こんな入れたり出したりするような人事、これは市職員の無謬論、あるいは絶対優秀論、  
あるいはおごり。補助金を出しているから受け入れよと派遣する、そんな交錯した人事はやめ  
るべきであります。

そこでお尋ねをいたします。

商工会の事務局長は、半ば伝統的な市のほうからの派遣みたいな形で生まれておりましたが、  
今後その採用要請等についてはどのようにお考えでしょうか。もう、これはやめるべきではな  
いかというふうに思います。お答えを願います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） ただいまの商工会の事務局長についての御質問でございますが、商工会  
事務局長につきましては、高知県商工会連合会が公募による採用試験という形で実施され雇用  
されており、市が派遣要請を受けて派遣しているものではないということでございます。

その商工会連合会の受験資格につきましては、国または地方公共団体の職員として10年以上  
勤め、相当の責任のある地位にあった者。企業、団体の役職員を10年以上勤め、役員または相  
当の責任ある地位にあった者。商工会及び商工会連合会において指導員として10年以上勤務し、  
直近3年間の人事評価の平均点が65点以上の者という規定があるということ。また、地域振興、  
産業振興という商工会の役割ということを考えると、その経験、知識という面で退職した市の  
職員が事務局長になるということもあるということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 今、お答えをいただきました。確かに、私の受けとめ方の中で、部分  
的な拡大というふうな部分があったかもしれません。ただ、現象的なものとしては、私が述べ  
たような認識が一般的な共通認識であったということも触れておかなければなりません。

そして、今回の商工会の不正受給をめぐっては、なぜ不正受給をしたかは報告と決意、これ  
は商工会の会長より全議員に送付されました。ただし、ぜい肉を切り落として再編強化に努め

るという点では、決意が余り見えませんでした。反省をしているから、商工会が必要だから、補助金というのは出せ。余りにもおんぶにだっこ。惰性の産物は許されないと思います。その点について、いわゆる補助金を、イコール再開をするというふうなことについて、私は疑念を持たざるを得ません。そのことについてお答えを願います。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 浜田勉議員の質問にお答えさせていただきます。

昨日の中山議員さんの質問にもお答えさしていただいたとおり、商工会につきましてもは地域における役割は非常に大きいものがあるという思いは今でも持っております。商工会のあっせんにより融資を受けたり経営指導を受けている中小事業者もたくさんおるということも現実であります。また、地域の活性化のための取り組みも行っており、商工会は地域にとってなくてはならない組織であるというふうには考えております。

ただ、今回の県補助金の問題により、さまざまな方面から商工会に対して厳しい意見があるということも事実であろうかとは思いますが。商工会のほうにおいても、この状況を重く受けとめ、補助金の返還を行い、職員、理事の皆さんが現在組織率50%に向けて取り組んでおるといふ状況であります。

市としましても、商工会のこういった取り組みを見守っていきながら改善を早急にしていただくと、補助金につきましても、こういう50%の達成が確認できた段階で交付の決定を行っていきたいというふうには考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いできたらと思っております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 出すということについては、断固出すというふうなお答えでありますけれども、やはりおんぶにだっこという表現を使いました。自立する組織、その組織が補助金におんぶにだっこ。ましてや、市民的にはこの不正受給ということをめぐる重大な関心と目が、言えば批判的に集中している。そのときに、ぱっぱとこうかわして、言えばそういう批判をすりかわしてすりかわして、だから市のほうもともかく必要性があるんだから、商工会は大切だから、だからだからということで惰性の産物のように進めるということについては、私は再考を要すということをしり置きたいと思っております。

そのことについて、再考ということについて、あなたはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 浜田勉議員が言われたように、いろんな厳しい目があるという

ことも理解はしております。ただ、商工会のお世話になっておる中小事業者がたくさんいるという部分も事実であります。商工会のほうが、収益を上げる事業が自力でできないっていう団体にもなっておりますので、一定改善が認められた段階で市のほうが支援を行っていくということをしなければ、地域の商業に与える影響も大きいものかなというふうには考えておりますので、今回組織率50%が達成できたら補助金の交付決定を行うということに対しては、御理解をいただけたらありがたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 今の課長の答弁については、私はイエッサーというふうには言えませんが、なぜかという、そういうふうな補助金行政についての市民的な関心、関心と言ってもいい意味での関心でなくて、批判的な関心の高まった中で、まあまあええわという対応は、今後あってはならないと。

特に、今課長の述べたような思いについては、思いは理解できます。だが、指導内容として今後は今までと違った取り組みを求めておきたいと思えます。

次に、吉川前副市長の言動、捨てぜりふをめぐっての対応についてお尋ねをいたします。吉川氏の、命山の土は和住が当然という、緑ヶ丘の山をめぐって住民と係争中の相手です。ましてや、盗掘されたような案件ではありませんか。まるで、確信犯的な言動。私は、命山の設置については否定はしませんが、土盛りの件は、一般競争入札に参加フリーは、何かいただけないという思いです。

そこで、お尋ねをいたします。

緑ヶ丘の住民が係争中の相手、その相手についてどのように今後対応されようとしているのか。そのことについて、お尋ねをいたします。

（「反問をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今の御質問の内容につきましては、緑ヶ丘の相手、今係争中の相手についてどう対応するか、緑ヶ丘のことに対してということでもよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） ごめんなさい。何か私の勝手な発言の中で、その部分が説明不足でありました。

そうではなくって、相手です。つまり、和住との対応の、特に土盛りの件というふうに言いましたが。これは吉川氏が命山の土は和住が当然というふうな発言、これが捨てぜりふであり

ました。この土は、半ば盗掘されたような案件であります。それは、今までの前市長のおわび、訂正など一連の行動によっても住民の人はそういうふうに理解をし、また我々もそういうことはあつてはならないという立場から、前市長の言葉を信用してまいりました。

そういうときに、この吉川さんの言葉がそのまま踏襲してはだめ、という立場の意味であります。そのことについて、お考えをいただきたい。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） スポーツセンター周辺の津波避難施設の建設工事に当たり、土が必要にはなつてまいります。ただ、工事発注につきましては、一般競争入札で実施することになると思います。土だけを発注するということではありませんので、工事全体を発注しますので、その場合には法令を遵守し業務を遂行していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 法令遵守、あるいはコンプライアンスという言葉が氾濫をしても解決はいたしません。ものは実行であります。だから私は、その法令遵守という言葉で締めくくるとするならば、少なくとも半年以上前にそのことが徹底していなければならなかったんではないか。3日おくれの話じゃありません。ともかく、法令遵守、そういう立場が今後さらに生かされるように努めていただきたいことをお願いいたします。

これで私の一身上の都合市政論は終わりますが、今後一身上の都合という言葉、それを使つての封書での手紙、署名入りというふうなことのないことを願つてやみません。

次に2点目、土地改良法の改正という名の改悪がなぜ今やられるのかについて、私の視点からただしたいと思います。

土地改良法の改正案が今国会の俎上にあります。この土地改良法は、土地改良区のあり方を定めたものとして、今まで土地改良組合や水利組合、あるいは田役組合等も含めた広義の組織でありました。現状では、直近では法の区分、つまり改良区と改良組合とは別個の組織ということがはっきりとしてまいりましたが、この今回の土地改良法の改正、このことはどのような内容としてあるのか。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

また、時は3月、川干、3月1日から10日までそうです。このとき、各土地改良区や改良組合では、春の風物詩、田役を一斉に実施しています。かき上げと称した泥上げとかき捨て、その泥等を排出する作業を3月3日、4日の土日に、私ども片山土地改良区組合でも行いました。3日には約50人、4日が約40人の参加、延べ90名の参加で、さらに軽四等の借り上げなどを合

わせますと、片山でも三十数万円の費用で、いわゆる農業を営む。つまり、片山地区の水路の清掃や通水可能を図ってまいりました。

このような作業は、年に3回、夏に秋も実施しています。このような行為、つまりボランティアのような行為、市はどのように認識し評価をしているのか。私は、この土地改良組合等の田役作業というのは、あと何年もつのかとまで心配をしなければならない状況であります。作業に参加した人に、去年の疲れとことしの疲れとどればあ違うでよ、倍かよ、つったら、あほ言うな3倍ばあ違わや、もうもたんぞ、というふうな言葉が返ってまいりました。そういう点で、私はこの土地改良組合等や改良区などが行っておるこの田役、これらについての、言えば決定的な再評価というものをしなければならないタイミングになってきてるんじゃないかと思えます。

この改良法の改正は、農地利用の現実的対応と称して正・准組合員に分離するのが目的のようですが、私は正・准の正組合員、准組合員の色分け、権利制限ではなく民主主義の拡大があってこそ地域の生産意欲、あるいは地域の輪、地域の共同体としての役割を果たすことができるんじゃないか、そのように思っております。

そこで、お尋ねをします。

土地改良組合にも、この正・准、色分けが求められるのか求めないのか。改良区や改良組合の果たしてきた役割をどう評価しているか、についてお尋ねをいたしたいと思えます。

**○議長（岡崎純男）** 農林水産課長。

**○農林水産課長（古田修章）** 浜田議員さんの御質問にお答えいたします。

浜田議員さんの言われる今回の土地改良法の改正についてでございますけれども、現在審議中のものでございまして、まだあくまでも案の段階でありまして、今後の審議によって変更になる可能性もあるということをお承りいただきたいと思えます。

まず、土地改良法における土地改良区というものですけれども、これは知事の認可を受けた土地改良区のことを指しておりまして、地域住民によって任意に設立された地域の水利組合というものは対象となっております。つまり、今回の改正につきましても、それに該当しない改良組合等には反映されないということになります。

そして、改良区また地域の改良組合の果たしてきた役割というものでございますけれども、それにつきましては水害予防はもちろん公益的機能の増進も含めまして、地域の農業水利施設の維持管理をボランティア的に取り組んでこられたということは、安定した地域農業の継続のためにも大きく貢献をいただいていたと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） ただいまお答えをいただきました。土地改良法の改正点について、私どもが懸念しておりました土地改良組合等にまで及ぶというものではない、ということがわかりました。

では、土地改良区とあるいは改良組合の統合というようなことが今後あるのか、そういうふうな縛りがくるのか。というのは、先ほど触れましたように、土地改良組合では深刻な組織的な状況が生まれてきている。田役の運営についても、重大な決意、対応がとらなければならないというふうな状況が生まれておりますので、そういう点で土地改良区と土地改良組合等の統合、合併というふうなことが今後強要されるのかどうなのか。そのことについては、どのような審議状況になっておりますか。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） お答えいたします。土地改良区と改良組合等の統合、また存続についての御質問でありますけれども、地域の改良組合につきましても農業水利施設の管理運営をしているという点や組織体制が弱体してきたなどの課題を抱えているという状況は同様であると思っておりますけれども、今回の法改正では任意組合の統合、存続についての検討のほうはされておられません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 改良区と改良組合との統合というのは、まだきてないということでありましてけれども、今の農業実態等を踏まえたときに、近い将来この土地改良組合と改良区との統合というのは出てくるのではないかと。私は、実質的な組合運営である改良組合等が大きく成長することが好ましいと思っておりますけれども、そのことについて私どもは今後重大な関心を持って対処していきたいと思っております。

私は、この改良法の改正の主な理由、つまり正組合員と准組合員の色分けは、大農と小農への分離、分断の方策、つまり大規模化の集大成法ではないかと思っておりますけれども、そういう点ではどうなのか。そのことについて、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） お答えいたします。確かに、国は平成35年までに農地の集積率80%というものを達成することを目標としまして、農地中間管理機構の設置を初め土地改良法の改正を含め、さまざまな施策を講じておるところでございます。しかし、高齢化による離農や耕作放棄地などが問題視されている中、農業後継者となる担い手不足の問題は、現在の農業

・農村における大きな課題となっているのもまた事実でございます。

その解決策といたしまして、農地バンクである農地中間管理機構への集積や、また集落営農組合の組織化、また規模拡大志向のある経営体に対しての支援などの担い手づくりというものが急務となっているところでございますが、土地改良区の組合員資格につきましては、原則としては損益の帰属するものとして耕作者が持つとされておるところですけれども、現実には地域的な慣行などにより所有者が資格を持つ場合と耕作者が持つ場合の両方が存在しているという現状があります。

しかし、組合員の高齢化による離農や利用権の設定、またさきに御説明した国の進めているさまざまな施策によっても耕作者への農地集積が進んでいくことで、農地の所有と経営の状況というものがより一層分離していくということが見込まれており、一筆1資格などの現行制度で対応可能であるかどうかを含めまして、こうした課題に対応できるような資格者の検討がなされたというのが今回の改正であると考えております。

そして、今回の主要な改正点である准組合員資格の新設につきましては、所有者が組合員となっている土地改良区について、今後施設の更新等にも関心の低い傾向がある土地持ち非農家というものが増加する見込みであるということをご心配したものでありまして、そのような土地改良区のままでは、将来賦課金の負担徴収も含めて事業運営が適切に行えなくなるおそれがあるということ。また、組合員の減少によっても田役の際に人員の確保ができないというなどの実態を踏まえまして、見直すべき重要な課題として配慮され検討された改正であると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） ただいま、きょうの段階で出てまいりませんでした言葉、土地持ち非農家という言葉が展開されました。じゃあ、正・准の色分けは、農業収入あるいは就農日数というふうな、いわゆる農業との接点の密度によって決まるんでしょうか、どういうふうな基準になっていくんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） お答えいたします。正・准の色分け、区分についての御質問でございます。先ほど申しましたように、所有者が組合員、耕作者が組合員という両方のケースが存在しているという現状がございます。そこで、現在所有者が組合員となっている場合には土地の耕作者を准組合員、その反対に耕作者が組合員となっている場合には土地の所有者を准組合員として、どちらも土地改良区の運営にかかわれるように資格を付与するというものでござ

ざいます。

御質問にあった農業収入や就農日数などによる区分ではなく、あくまでも2通りがあるという現状に合わせまして、一気に組合員資格を原則である耕作者へと変更してしまうことによつて、経験のある所有者が土地改良区の運営から退いてしまい混乱を招きかねないということから、准組合員を新設するというこで、段階的な交代を進めるための配慮がされた改正であると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 准から正へ、いわゆる繰り上げ組合員資格というふうなことが出されました。今まで、この繰り上げという表現はありませんでしたけれども、私は今県一の農協が間もなく来春には1つになってくるというふうな状況の中で、弱小農家の位を保持する。つまり、組合員資格を3アールで設定をしております。つまり、弱小農家にも権利は同等であるというのが農協法の原則というふうな立場でやられております。私は、その民主の拡大、そのことについて物すごく感動をするものでありますけれども。

では、今後の農業のあり方の問題として、集落営農と正・准組合員制についてお尋ねをしたいと思います。

集落営農ともなれば、作業分担も年齢構成によって異なってくると思います。今まで集落営農の勧めは、集落内農地保有者は同等の権利を保持し、作業分担の公平化等によって人間味ある組織として地域全体を支え合う中核営農組織であるというふうに認識をしていました。そこには、正・准などに分断する、あるいは色分けをする余地はありませんでしたが、集落営農では正・准組合員がという取り扱いはできないと思いますけれども。これについてはどのような論議がされているんでありましようか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 集落営農組織についての御質問でございます。

集落営農組織は、浜田議員さんが言われましたように、農村において高齢化であるとか後継者不足などの地域の課題につきまして、その担い手としての組織を設立することで地域で支え合うという仕組みでございますけれども、もちろん農地の維持管理、また農業経営についても担い手ということになりますので、組織が耕作者ということにはなると思います。

しかし、集落営農組織には、任意組織と法人格を持っている組織がございますので、この組合員資格ということになりますと、組織が法人である場合は利用権の設定等を行うことによつて組合員資格を得ることができると思われますけれども、任意組織である場合には組織として

の資格付与ということは難しいのではないかと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 法人と任意組織によって集落営農組織内の対処が違うということ、これは現実的に集落営農を今後進めていこうという段階の中で、重大なテーマになってくるというのはもう目の前の話であります。私は、このことについては慎重な取り扱いをしていかなければならないと思います。

では、正・准の組合員の権利はどうなりますか、そのことについてお尋ねをしておきます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） お答えいたします。今回の改正で新設される准組合員の権利というものでございますが、今までには組合員以外には与えられなかった権利を付与することになっております。その具体的な権利の内容でございますが、議決権、選挙権につきましては、1筆の土地に対し、もし複数の議決権を与えた場合に、自作地とのバランスや総会運営への影響が懸念されるということで、准組合員には付与されないということになっております。しかし、施設の保守など営農上必要な事項等について、総会へ出席して意見を述べることができるという権利が付与されるということになります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） 今までは、同等の権利を持って組合運営をしておりました。ここには、そういうふうな点で同等な権利、あるいは民主主義という点では退化ではないか、つまり低下していくというふうなことが懸念されますけれども。とりわけ発言権はあっても決議権はない、投票権がないというふうなことは、今後この土地改良区、あるいは改良組合等の中でも慎重な論議を進めていきたいというふうに思います。

では次に、今問題になってきておる、いわゆる地主のいない田んぼだとか、あるいは土地持ち非農家だとか、あるいは不在地主という言葉がどの書物を見ても出てまいります。つまり、地主不明の農地の増大、そして今言ったように、土地持ちの不在地主、これが戦前のような、あるいは小林多喜二の不在地主の本にあるように、巨大な農地何百ヘクタールを東京から指図しておったようなものでもなく、近所のおんちゃんが、あるいは近所のおばさんが1反、2反の田んぼを預けて、それが不在地主というふうな表現に変わってきているというふうな状況であります。

また、田んぼについての取り扱いも多様でありまして、田を高く売ればよい、あるいはその田んぼ等の周辺の開発等があらうとしたときに、にわかには先祖代々の田んぼ、これは大事な

田んぼであるなんていうふうなことを、どこから拾ってきたのかそういう言葉が出てくるような人もいます。日常的には田の管理はしない、耕作放棄地になろうとするような状況まである、そんなようなときに、私は農業を守るという視点がもう一度高められなければならないと思っております。特に、俺の田は俺がと自負する人たちもいる。

そんなことを今思うときに、私はこの土地持ち非農家等に対する行政指導、つまり不在地主と言われるような人たちへの行政指導、これはどうあるべきなのか、どういうお考えなのか。行政指導の面から、課長のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 不在地主についての御質問でございます。不在地主という方々につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、耕作をしないということから水路などの施設の更新、維持管理等についても関心が低いという傾向がございます。それが結果として耕作放棄地発生の要因の一つになっているとも言われております。

耕作放棄地は、農業の有する国土保全、水源涵養など多面的機能低下はもとより、病虫害、鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害、さらには廃棄物の不法投棄の原因ともなり、地域住民の生活環境の悪化といった観点からも、その発生防止と解消を図るということは課題となっているところでございます。

多面的機能支払交付金などを活用しながら、その解消に取り組んでいただいている地域もございますので、その取り組みの拡大を図っていくということももちろんでありますけれども、市としましても農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想に位置づけた解消計画を策定し、その対象となる農地につきましては、所有者に対して農業上の利用を促すために農業委員会による指導、市町村による通知・勧告など、所有者に対する体系的な法的措置を講じることで耕作放棄地の農業上の利用増進を図っていかねばなりません。その上で、農地中間管理機構、農業公社等とも連携を図りながら進めていくということが必要になると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田議員。

○17番（浜田 勉） お答えをいただきました。

その中で、今多面的支払い機構、つまり多面的機能支払い機構の充実という問題が、農村の今の現状の中で大きな役割を果たしている、というお話がございました。実際、多面的支払い機構この拡充が、言えばある面農村の救世主というふうになろうとしています。そういう点を、今後さらに充実をするように願ってやみません。この土地改良法についての質問、これで終わ

りたいと思いますけれども、いろんな視点からよく答弁をいただきました。

今までの農林水産課長、現副市長とは相身互い、あうんの呼吸でまあええかと、そういうことよな、と膨らみのある話し合いをしてまいりましたが、ある面なれ合いとも言えるかもしれません。農への思い、これを納得合いであったというふうに理解をして感謝を申し上げておきたいと思います。

また、現農林水産課長は、やっぱりと言っちゃあおしまいですが、田畑に入って、あぜ道を歩いて、汗を拭き拭き、農道の農業の実態から答弁があったらよかったなと思いました。だけど、よく勉強していただきました。意見の違いはありましたが、ある面やむを得ないと受けとめ、今後の農業のあり方、あるいは意味ある南国市の中で果たす役割、これらについて農林行政の分野からさらに努力をしていただきたいことを申し上げ、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 私は、通告してあります1. 入札と公共事業の透明性について、2. 教育行政についてお尋ねをいたします。

入札と公共事業の透明性について、まずお聞きをいたします。ダブるところもありますが、お許しをいただきたいと思います。

平成7年11月16日の臨時議会に、収賄容疑で逮捕された市長の退職申し入れの議案が提出されました。連日、事件のことが大きく報道され、市民は大変な思いをしておりましたので、一日も早く辞職を、の声が圧倒的でしたが、共産党議員団は退職金の支払いを議会が認めることになること、また市長みずからの責任を市民に明らかにしてから辞職すべきだという立場から反対をしています。一般職員なら懲戒免職となる事件でありながら、退職理由は一身上の都合でした。市長2期目、無投票当選後わずか1カ月後のことでした。南国市は、それまでも大変いろいろな不祥事件があり、この日には議会から公正な選挙と市政浄化、刷新のための決議を上げています。

翌8年3月議会では、新しい市長が、昨年の一連の不祥事の発生は市民の行政に対する信頼を著しく失墜し、市民の憤りは極めて厳しいものがあります。私は速やかに腐敗と汚職の根を絶ち、市政刷新を断行していかなければならないと決意を新たにしているところであります。そのためにはまず私自身が市民の信頼を裏切ることなく、厳しくみずからを律する確固たる信念を持って行政執行に当たらなければ、と。また、どのような法律、制度を整備しても無力で

あろうと考えています。同時に市役所全体で市民奉仕、法令遵守という公務員の原点を厳しく受けとめて、目に見える形で意識改革に取り組んでまいり所存であります。したがって明年度は市政刷新を断行する市政刷新元年と位置づけ、行財政改革による腐敗防止、透明度の高い市民に開かれた市政を実現するため、情報公開条例の制定、内部監査機能の強化、各種審議会委員の公募制の検討、公共事業入札制度の改善、業者との宴会や結婚式、落成式などの後の懇親会などへの出席禁止などを断行してまいります、と宣言をされております。

以来、この立場で取り組んで来られたはずでしたけれども、20年前から既に不適切な随契が行われていたことが判明し、チェック機関としての議会の一員として大変申しわけなく思っております。その思いも込めて、通告をしてあります項目についてお尋ねをいたします。

国の公共事業とは違い、南国市の公共事業は市民からお預かりした税金で市民の要望に応える大事なものであります。公正なルールのもと、市民合意で進めることが今後の新たな取り組みになると思っております。

まず1点目は、過去の教訓、先ほど新しい市長の宣言を読まさせていただきましたが、この市長の最初の言葉のような教訓は、なぜ今回生かされなかったのでしょうか。公務員倫理は当然のことです。市長、課長まで逮捕された苦い教訓は伝えられ続けるものではないかと思っておりますが、教訓にできなかったのはなぜだとお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 過去の当時の市長、課長が逮捕されたという収賄事件でございますが、そのことを踏まえて、先ほど福田議員さんからもおっしゃられた、新しい市長の改善する内容ということは、もちろんその取り組みというのは今まで続いてきた取り組みはもちろんあるというふうに思っております。各その業者との起工式とかの後の交流とかそういったこともあったのを控えるというような内容もあったと思いますが、そういった控えてきた、そこでやめた部分というのは相当あって、それが現在までもずっと続いてきていると。それが改善されたところは、ずっと続いてきていると思っております。

ただ、意識的な部分というものは、もう20数年たっているところでございまして、それを続けてくるというのは反復する継続的な意識啓発というものが必要ではなかったか、そこが少し足らなくなってきたのではないかというふうに思うところでございます。

今回のことにつきまして、既に綱紀粛正と法令遵守については全職員に通知は流しております。今後、今まで申しましたとおり、市民の皆様の信頼回復に向けて全職員の研修を初めこれから取り組みを行うところでございます。随意契約についても、ガイドラインを作成して見

直すと。市民の皆様には説明責任が果たせるよう見直してまいりますので、御理解をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 日ごろは、国の法律がありますからということで、市民の実情がどうあれ制約をされることが多い市民からは、今回、市みずからがこうして法を守らなかったことについて大変厳しい意見が出ています。真摯に受けとめていただいて、今市長から答弁がありましたように、改善に向けての取り組みをしていただきたいことを要望をしておきます。

次に2点目は、南国市が行う事業の見える化について伺います。

事業計画や公金の使途を市民に見えるように工夫をすべきではないかと思ひます。これは、議会の責任でもあり、議会改革の一環として、他市のように地域に出向き市政報告をすることを提案したこともありますけれども、まだ議会は実現をすることができておりません。議会と執行部がともに市民の皆さんに事業の中身が見える、見える化に力を尽くしたいと思ひます。

最近では、いろいろな情報を市のホームページで知ることができるようになり、随分変わってきましたが、今回のように市民にとってはいきなりの出来事が明らかになりますと、日ごろ信頼され、市民の立場で頑張ってきた南国市全体に対し不信が広がることになってしまいました。このことをしっかりと南国市は肝に銘じるべきだと思ひます。

1人の市民から、この間工事をしているのを見て、申しわけないけど思はずこれもかと思ってしまったというふうにお話がありました。市民にとって必要な事業も残念なことになります。事業計画や公金の使い方の見える化は、今後の検討課題に入っているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 福田議員の見える化についてお答えいたします。

見える化につきましては、現在もできるだけ情報公開に努め積極的にパブリックコメントを実施することにより計画に反映するなど、広く市民の皆様からの意見を取り入れるよう心がけておりますが、今後作成した計画をホームページに掲載するなど、より広く市民の皆様にお伝えできるように進めてまいりたいと考えております。

なお、公金の使途につきましては、決算状況を広報に掲載するとともに、決算書とあわせ事務事業実績・評価報告書により成果は見える化をしておりますが、今後も議員言われる市民の皆様にはわかりやすい見える化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 広報にも確かに数字は出ておりますけれども、その中身というのがなかなかわかりにくいこともありますので、そのあたりも工夫をしていただいて、市民の皆さんに知っていただくということが大事だと思いますので、引き続き充実させることにお願いをしておきます。

3点目は、市は入札結果をネット公開をしておりますけれども、香美市は入札記録全部を載せています。全業者の入札額がこれでわかります。今後、担当課だけでなく財政課でも目配りするとのことですが、できる限りオープンにして外からの目線も必要ではないかと思いますが、ネットへの入札状況の記録、これを全ての記録を公開をしていただけるのかどうかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今現在、入札結果記録につきましては、南国市ホームページにおきまして落札業者について掲載しております。香美市さんにつきましては、入札記録、参加業者とそれぞれの応札金額、それらが含まれたものというような形で出ておることになっておりますので。本市におきましてもシステム改修を行うことによって、それは十分対応可能ということで、早急にシステム改修を行うよう今検討しておりますので、新年度には、そういった形での対応というのは可能というふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） ここは記録を公開するというふうに答弁をいただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に4点目は、今後、南国市が予定をされている事業についてお尋ねをいたします。

大篠と中央公民館、そして文化ホールの合築は、40年近く前からの市民の要望がようやく動き始め、市民は大変楽しみにしているところです。一日も早い実現を求めたいと思います。

そこでお尋ねをしたいのは、先日の新聞に土佐市の複合文化施設の入札が不調で34億円の随契になったとの報道がありました。この中には、入札を2回やり直したが、いずれも予定価格を上回り、市は地方自治法施行令などに基づき予定価格に最も近かったJVと随意契約の交渉をしてきた。請負金額は入札予定価格の99.99%、その本体以外に電気設備が6億9,228万円、機械設備は6億40万円と大変多額の建設費になっておりますが。最低制限価格にそれぞれ各社の人件費が違う企業者がそろうのも納得できないわけですが、全員が今回のように予定価格を上回り、最後は随契というのはもっと理解しにくい中身になっておりますが、なぜ予定価格にそろったのか。これは、土佐市のことですから南国市がどうこうということではありま

せんけれども、どのような理由があったというふうに考えておられるでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 土佐市の複合文化施設につきましては新聞報道もされており、入札記録につきましても確認させていただきました。議員おっしゃるとおり、3回の入札では不調に終わりました、その時点で最終的な予定価格には2億円近く差があったというようなことで、その後見積もり合わせといいますか見積競争といいますか、見積もりを提出させること最終的に14回で、最後やっと予定価格を下回った形で契約ということになったということになってます。

土佐市の入札につきましては確認するところ、県外大手といいますか県外と市内業者等を含めてのJVを組まれておるといふこと。状況的にどうしてなのか、本市の入札はほぼ最低制限価格できてます。土佐市さんは、予定価格をもさらに上回るような形での応札。こういった状況でということ、何とも言えません。あくまでも、入札担当部署といたしましては、公正なる設計を行い、予定価格から最低制限価格の範囲内で最も安価な業者と契約をするというルールがございます。それを踏まえてということになりますと、ただ今回建築なんです、規模と、あと問題となるのが工期的なものが一定あるのかなと。そういったものが反映されるようなこともあるかとは思いますが。

本市で今後想定されます箱物、いわゆる建築主体におきましては、一定余裕のある工期設定、そういったものでできるだけ業者が落札したいと思えるような形での発注というものに努めていくということが、本市でできる、数は少ないですけども、そういったことが対応策なのか。あとは、はっきり言わせて応札価格は業者の考えによりますので、もうどのようになるのかというのは入札してみないとわからないということになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 特に、入札の場合は相手のあることですから、こちらの思うようにはいきませんが、公正なルールに基づいて南国市の大切な税金を使うということにしたいと思えます。このことを財政課長に詰めても申しわけありませんが。

次に、命山建設について、先ほど浜田議員から質問があり答弁もありましたので、省きたいとは思いましたが、もし準備をしていただければお返事をいただきたいと思えます。さきに命山建設について説明を受けたときに、議会が心配しているようなこと、これは先ほど浜

田議員が述べたとおりですが、そういうことはないというふうに説明をされましたので、その裏づけをお聞きをしたいと思いましたが、先ほど答弁がありましたので、ほかにあれば答弁をいただきたいと思います。なければ、先ほどの答弁で納得したいと思います。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 先ほど危機管理課長が申したとおりでございまして、入札業務につきましては当然財政課が管轄ということになりますので、一般競争入札の実施ということになります。繰り返しになりますけども、そういったことで御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 次に、今後の改善策について幾つか要望しておきたいと思います。

要望と質問をしたいと思いますが、一つは予定価格や最低制限価格を算定するパソコンは、外部と遮断しているパソコンを使っておられますか。外から入れるものであればどこから入るといってもありますが、その価格設定のために、パソコンはそれだけに使う物になっているのかお聞きをしたいと思います。なっていないければ、早急にそのパソコンはそういう大切な、外部から入ることのできない物にしていきたいというよりもするべきだと思いますが、そのあたりお聞きします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 積算システムにつきまして、当然外部と接続、つながっておりません。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 次に、職員定数を減らした結果、何が起きたのか。今回のことをしっかりと検証して、必要な部署には職員をふやすことを改めて求めたいと思います。

これまでの答弁の中にも、財政課に増員をすると明らかにされてきましたが、今回の教訓は専門的知識を持つ技師が設計をし、そして複数の技師が必要ではないかと思いましたが。設計できる技師とは別に専門知識のある技師による確認ができるように、先ほどの答弁では現在も専門家はいるという答弁でしたけれども、現場の意見もなお聞いていただいて、現場に人手が足りないという状況を現場が感じているのであれば、ここに人をふやすべきだと思いますが、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 来年度に向けての採用試験も終わっておりますので、正規の職員ではもう現在の職員で対応するしかありませんので、何らかの

形でそういった体制を整えていきたいとは思いますが、今の段階でまだ明確になっておりませんので、今後検討してそういう体制にしていきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） その答弁は、現場に聞いて技師の専門知識のある職員を雇用するというふうに受けとめていいのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） どういう形の雇用になるか、ちょっとまだ検討しておりませんが、体制を整えていきたいという考えでございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） ぜひ、正規の職員で、責任ある部署ですから雇用をしていただきたいと思います。そのことを要望して終わりたいと思います。

次に、最低制限価格の率ですが、これまでも答弁で1年間その率を変えないというふうに答弁をされておりますけれども、これは毎回変えることができないのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 率といいますか、基本は最低制限価格は3分の2から10分の9の範囲内ということ。ただし、工事におきましては公契連モデルの算定方法を導入して、そちらのほうが低い場合はそちらになるということになっておりますので。ルール上は同じ考えで、工事によって、中身によっては若干変わる可能性はあるということでございます。一件一件、そういった形で特定の率を定めるという形でなくて、あくまでもルールどおりに計算されて決まるということになります。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） ルールどおりではありますが、毎回変えることで最低制限価格の額が違ってくるので、そろうことはないのかなと、これは、素人考えに思ったことですが、私もそのあたりをもう少し、課長が常に説明をされるような中身については、もう少し勉強していきたいと思います。

最後に、随契の見直し案を出されましたけれども、災害等、先ほども出しましたが、市民の命、財産を守るための対応ですね、このときにどうするかというのを明文化して、市民にも広く知らせ、理解を得られるようにすべきではないかと思えます。当然、法律に基づいて規約に基づいて行われるわけですが、改正案にも出されておりましたけれども、こういう場合にはこうするというのを市民に知らせるほうが市民も安心できると思えますが、そのことについ

てのお考えをお聞きします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 緊急の案件と言いますと、それはもう随契だけに限りません。130万円以下の工事等につきましても緊急というものもあり、そういったものにつきましても競争入札においても一定緩和といたしますか、できるような形というものもあります。

これまでも、法令等でそういったことも記載されておりますけれども、今回ガイドラインを作成いたしますので、随契につきましてもそのガイドラインで、より具体例そういったものも出していけるのかなということで、それによりまして、より皆さんに示せるようなものができるのではというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 今回のことは、大変残念なことではありますけれども、このことを何とかよい方向に持っていくためにも、議会と執行部が力を合わせてやっていく、その方向でいきたいと思っております。

入札については以上で終わります。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。いじめ防止対策についてお聞きをいたします。

昨年末、Kさんの御遺族は代理人の弁護士とともに教育委員会と面談を行いました。また、その後記者会見も行っております。御遺族にとっては納得できないものでしたけれども、平山市長は議会でも、再調査の要望があれば調査委員会の委員長から報告書の背景を含めて説明を聞いた上で判断をしたいというふうにも述べられております。毎回、この問題、取り上げてまいりましたが、一日も早く解決に向かうことを願い、今回も質問をいたします。

まず1点目は、いじめ防止対策推進法の新たなガイドラインに基づき、平成27年度に策定された市の基本方針はどのように変わっているのでしょうか。ガイドラインは1年前に出ていますから、その後どう反映されているのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 南国市いじめ防止基本方針につきましては、平成29年12月8日、第9回校長会におきまして、最終、学校へ周知をさせていただいております。これは、7月14日に平成29年度南国市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、事務局から南国市いじめ防止基本方針の説明をさせていただいております。また、9月20日の定例教育委員会で、教育委員の皆様へ改定の趣旨や内容の変更点を説明しております。そして、11月17日の定例教育委員会で最終の御意見等をいただきまして、同日、第2回総合教育会議を経て、南国市いじめ防止基本方針を

改定、策定をいたしたところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） このガイドラインにつきましては、案のときにも質問をしておりますので、繰り返しになりますが、大事な点を改めて述べておきたいと思います。

先ほど、策定をされたということですので、お聞きをいただきたいと思います。

法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等にのっとり適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定したということでした。

そこでお聞きをいたしますが、1点目は、このいじめ防止対策推進法の新たなガイドラインを策定するということで、いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。また、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々にいじめはなかった、学校に責任はないという判断をしないこと、などがうたわれておりますが。先ほど教育長が述べられましたが、会議をして策定をしたということですから、このガイドラインに沿って全てが新しく策定された中に入っているのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 以前のいじめ防止基本方針につきましても、その点については明記されておまして、私どもが立ち上げました調査専門委員会は、その線に沿ってしっかりと対応していただいた、調査をしていただいたと私は認識しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 学校の設置者及び学校の基本的な姿勢についても記述があるということでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） それは、前回の調査の報告書のことをおっしゃっておると思うんですが、私どもが御両親の了解も得て立ち上げました調査専門委員会の中身につきまして、私がここでどうこう申し上げることはできませんので、あの調査専門委員会の報告書をもって、私どもの委員会の調査報告は終了しているというふうに感じております、捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 私は、調査委員会の結果についてお聞きをしているわけではありま

せん。いじめ防止対策推進法の新たなガイドラインに基づいて、南国市の基本方針がどのように変わったかという、その中身をお聞きをしているのですが。今述べましたような中身がきちんと記述をされているのであれば、それはいいですけども、答弁し直していただいでよろしいですか。入っているかどうか。このガイドラインに記されている事柄、例えば学校の設置者及び学校の基本的姿勢、あるいは自殺事案における遺族に対する姿勢、こうしたことがその基本方針にうたわれているかどうかをお聞きをしたのですが。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 大変失礼しました。国のいじめ防止基本方針についての方向性は、国の規則、それに伴って県のほうも基本方針を改定しておりますし、策定しておりますので、南国市としましても国、県の方針を参酌いたしまして改定、制定いたしておりますので、国の方針のものは入っております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市民の多くの皆さんが、Kさんの死を無駄にしない取り組みを南国市の教育委員会には願っておりますから、細かなことにつきましては、また改めてお聞きをしたいと思います。今回のことは、このガイドラインをどう生かしていくかということは、いつも教育委員会が言われる再発防止の基本となるものだと思いますので、早急に実現をしていただきたいと思います。ガイドラインについては終わります。

次に、大津市のいじめ自殺の告訴について、教育委員会はどのように受けとめておられるのかお聞きをいたします。いじめ防止対策推進法制定のきっかけとなった大津市の教訓に学ぶべきだと、これまでも何度も取り上げてきましたけれども、これまでの答弁は大津市も含め、他市の事例はそれぞれの自治体が、それぞれが判断をされたことだと答弁をしまりました。今も認識は変わっておられないのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 私どもといたしましては、大津市の告訴等につきまして申し上げるべき立場ではございませんで、報道で知る限りでありまして、誤解があつてはいけませんので、発言は控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 改めて、私はあの事件の経過を読み直しました。Kさんにも重なる事項もあり、大変どんな思いだったのかというのがありますけれども。2011年10月11日に自殺をされた大津市の中学生は、生徒アンケートの結果、暴力138件、金銭要求13件、万引きをさ

せられた11件、暴言、嫌がらせ173件のほかにも言葉にはできないほどのいじめを受けていました。いじめがあったと認定をしながら、自殺との関係は認めなかった教育委員会への批判や学校の対応など大きく問題化し、裁判にもなりました。

新しい市長のもとで第三者委員会を設立し、独自調査を依頼。委員も大津市側だけでなく遺族の推薦で選定をしています。調査委員会は、自殺の直接の原因は同級生らによるいじめであるとの結論を出し、さきに出されていた家庭環境も原因となったということについてはきっぱりと否定をされています。長い時間をかけて多くの人が傷つきながら、それでも方向を見出し、最後には遺族が、市長はいじめ問題の全国の先頭を切って問題解決に取り組んでいると評価をされました。御遺族がその思いに至るまでの長いつらい道のりを、私たちは教訓にすべきだと思います。先ほどの教育長の答弁では、私たちは納得できない思いです。

私たちに今できることは、Kさんの命は取り返すことはできませんけれども、二度と同じことを起こさないための努力ではないでしょうか。このままでは、傷の癒えない遺族とともに、当時そばにいた先生や生徒、地域の人たちも同じように傷ついたままです。やり直しのきく教育をと多くの人が望んでいます。あれば、お考えをお聞きをしたいところですが、教育長の答弁は変わらないと思いますので、答弁は結構です。

次に、通告をしてあります3点目、いじめ対策の検討チームなど、学校や教育委員会ではどのような対応策をとってこられたのでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 調査専門委員会からの6つの提言をいただいておりますので、その6つに係る取り組みを、南国市教育委員会だけでなく、南国市立小中学校とともに行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 私がお聞きしたのは、いじめ対策の検討チーム、これを学校や教育委員会では対応しているのかということなのですが、その1点についてお聞きをしたいと思います。取り組んだ結果、どのような改善が見られたのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 改定に伴いまして、先ほども御答弁さしていただきましたが、南国市いじめ対策連絡協議会及び各学校には各学校でのいじめ対策の委員会を設置をいたしまして、いじめに対する対応ということを迅速に行えるように対応いたしておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 具体的にどのような結果が出たかをお聞きをしたかったのですが、次に行きたいと思います。

ある学校では、お母さんが子供さんから話を聞いて、先生にすぐ相談をして、早い段階で解決できたと聞きました。生徒や保護者との信頼関係が、いざというときに生きた結果だと思えます。いじめや子供の心の中は、大変見えにくいとされています。先生はブラック企業と言われるように、たくさんの仕事を抱えています。前にも述べましたが、気になる生徒一人一人に対し対応できているのか。できていなかったから、今回のようなことが起きたのではないのでしょうか。対応の仕方一つで、よくも悪くもなります。全ての先生が余裕を持って生徒に寄り添えること、生徒の見えにくい心の中にもそっと入っていける専門性も必要だと思います。

そして何より、学校や教育委員会のいじめをなくす取り組みを、生徒や保護者、地域にも見えるように知らせること。教育の現場も、入札などと同じように見える化が必要だと思いますが、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 先般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が制定されまして、各市町村においては総合教育会議を開催して、教育行政についての透明化を図るようというところでございまして。現在私どもは定例教育委員会の開催日を、原則毎月第3火曜日に、南国市役所での開催といたしまして、前年度末に次年度の開催期日を決めるなど、開催日を明確にした開催を行っておるところでございます。今後も、市民が傍聴しやすいような工夫を考えていきたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 4問目について答弁いただいたかと思いますが。濟いません、会議の透明化、言う前に教育長のほうからありましたので、透明化を進めているというふうにとめました。

そこで、この通知についてお聞きをしますが、教育長は大綱を定めるということになっておりますが、これは教育委員会と協議をすれば、中身に変更がなければ特別に大綱をつくることには及ばないというものですけれども、南国市はどのような手を打っておられるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 先ほど教育長のほうからお話がありました総合教育会議というもの

につきましては、市長部局と教育委員会と連携をして同じ方向性で進めるということで、南国市のほうでも南国市総合教育会議を設置をしております。その事務局は、市長部局のこちらの企画課のほうで務めておりまして、先ほどありました教育大綱ということでございますけれども、この教育大綱については首長が策定するものとされておるところでございます。策定に当たりましては、教育委員会と十分市長部局が協議をして調整を尽くすこととなっております。

教育委員会のほうでは、南国市教育振興基本計画を定めておりまして、この教育大綱につきましては南国市教育振興基本計画、これの目標や施策の根本となる方針の部分が、この総合教育会議でいうところの大綱に該当するものというものでありますので、総合教育会議の中で協議を調整をしまして、この南国市の教育振興基本計画のほうを、総合教育会議でいう大綱ということに変えるということにしたということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 企画課長にお尋ねをいたします。

その総合教育会議の開催状況ですけれども、これまでの毎年の開催状況、何回やられたのかわかればお聞きします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） この総合教育会議というのは、27年4月1日に立ち上げをしまして、27年度に3回、28年度に3回、今年度29年度においても3回、もう既に実施をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） その中で、Kさんの重要事態を受けて開催したことがあるのか。また、その教育会議でこの事案を検討をされたことがあるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 先ほど、27年にこの総合教育会議を設立したというお話をさせていただきましたけれども、この事案について直接こちらの総合教育会議のほうで議題にして上げたということにはなってはおりません。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） この通知の中にも、会議における協議事項とうたわれてまして、児童生徒の生命、または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処置についての協議をするというふうになっているのですが、それは市長から提案をするものであったり、例えば教育の現場ですから教育長のほうが

詳しくったりするわけですが、今のお話ですと亡くなられたKさんのことは、この総合教育会議では議論がされていないというふうにとめてよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 大変、言葉足らずで申しわけございませんでした。この事案について、直接この会議の中で議論をしたということについては、ないということでございますけれども。先ほど教育長のほうからもありました6つの提言と、それに基づく取り組み、どういう取り組みがされておるかということについては、教育委員会のほうからも説明をいただいて、市長部局のほうとも共通認識で議論をするということではございましたので、そのことをつけ加えさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 総合教育会議では、余り議論にならなかったということだけは、わかりました。

この会議では、協議に当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、当該協議に伏すべき事項に関して意見を聞くことができるということにもなっております。今後、この教育会議を開く折には、南国市に起きている実際の生の問題を取り上げていただきたいと思っておりますし、取り上げるべきだと私は思います。

また、今回この総合会議を持ち出したのは、ここには市長が南国市の教育に対して責任を持つという立場で出席をされます。基本計画は同じであっても、財政であるとか、あるいは市民全体の要望であるとか、そういうことをきちんと把握をした市民の代表としての市長の役割、これが大きくこの通知の中には書かれているわけで。残念ながら議事録は確かに出ておりまして私も読ませていただきましたが、エアコンのことであるとかということが議論をされておりましたが、余り意見も出ずにでした。

結果、先ほど課長から答弁いただいたように、Kさんの問題についてはどちらからも重要事態だという認識での取り組みはなかったということが明らかになりました。今後この総合教育会議について、これからは新しい市長になりましたので、ぜひいじめのない学校へと発展する、そのためにこの会議が役に立つことを私は強く願っておりますし、この会議も市民に対して公開をすることも言われておりますから、この通知を、教育委員会も市長もしっかりと受けとめて、南国市の教育行政が本来の目的を遂げることを強く願っております。

突然、市長に振って申しわけありませんが、今後、新しく市長になられてこの会議に出ることになります。南国市の全体の子供の教育を考える上で、大事な役割を果たされます。市長に

一言いただいて質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私も市長になって総合教育会議、先日の2月23日の会議も出たわけでございます。その中で、今回は自己点検という形で各評価を、私もその評価表を見させていただいて、その中にもいじめという項目は入っています、もちろん。そういったところにつきましての議論というのは、もちろん総合教育会議の中でやっていくということになります。そういった、これという住民の方からの御要望とかそういったことに対して、議論をすべき項目についてはもちろん総合教育会議でそのテーマを挙げて、そのテーマにつきまして専門家、有識者とかそういった方を呼べると御意見も聞けるというふうになっております。そういった御要望がありましたら、そういった形でも対応していかねばならないと思っております。

これは、市長と教育委員会との意思の疎通を図る大切な場でありますので、今後とも尊重していきたいと思ひますし、教育委員会との意思の疎通は積極的に図ってきたいと思っております。以上でございます。

（「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 明10日と11日は休日のため休会とし、3月12日に会議を開きます。

3月12日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時5分 散会